



第51回 流域委員会



第52回 流域委員会



武庫川沿川の桜（宝塚市内）

### ニュースの内容

1. 「武庫川づくり」の動き  
～ 第2回 河川審議会  
～ 第3回 河川審議会  
～ 第81回 運営委員会
2. 武庫川流域委員会  
～ 第51回 流域委員会  
～ 第52回 流域委員会
3. 「武庫川づくり」への活動  
～ 掲載休止中
4. 武庫川流域委員名簿
5. 開催された委員会

# 1. 提言後の武庫川づくりの動き

## 平成 19 年度 第 2 回河川審議会

平成 19 年 10 月 31 日  
兵庫県農業共済会館において

10 月 9 日に開催された第 54 回流域委員会を終えて 10 月 25 日、「武庫川水系河川整備基本方針原案についての意見書」（答申書）が知事に提出されました。最終委員会から約 3 週間を経た 10 月 31 日、兵庫県農業共済会館で今年度 2 回目の河川審議会が以下のように開催されました。

この審議会には、県から武庫川水系河川整備の「基本方針案」が諮問されましたが、流域委員会が上記答申書の中でさらに再考を求めた事項については全く修正のないまま諮問されました。審議会では委員からいくつかの重要な指摘がなされましたが、武庫川の基本方針案について県が大きな再検討を迫られるような事項はありませんでした。既存ダムへの取り組みや制度の整備に対し、県が審議会の意見にどれくらいの重みを感じ、今後どのように真剣に取り組むかが期待されます。

### 【河川審議会の概要】

出席者 兵庫県河川審議会委員 20 名中 17 名（うち代理出席 3 名）  
傍聴者 武庫川流域委員会委員 4 名ほか 5 名、計 9 名  
議 題 ①武庫川②市川③三原川の各水系河川整備基本方針の諮問

< 議事内容と傍聴した流域委員の所感 >

#### 1. 兵庫県 2 級河川の概要説明

県下 2 級河川 34 水系のうち、基本方針申請済み水系 24 水系、今回審議会審議水系 3 水系、今後審議会審議 7 水系（矢田川、夢前川、洲本川、大津茂川、船場川 他）

#### 2. 武庫川水系河川整備基本方針案の審議

##### (1) 基本方針案の説明

武庫川水系河川整備基本方針案についてパワーポイントに基づき武庫川企画調整課総合治水係主任が概要説明を行った。

所感：・流下能力のグラフなど基本方針に入っていない説明が多かった。これらの資料は武庫川流域委員には配布すべきである。

- ・説明は特に問題なく平坦的なものであったが、流域委員会からの意見書に基づく論点の相違等についての詳しい説明がなく、流域委員会側からすれば審議会委員にこれまでの作業の重みが伝わっていないと感じた。

##### (2) 諮問案に対する治水部会長の回答

###### ① 基本高水のピーク流量について

- ・可能な限りの検討がなされている。
- ・平成 16 年の 23 号台風を計画に位置づけており、原則は適切に反映できている。

###### ② 流域対策について

- ・流域対策の対象とする 3 原則（公的施設に限る、確実な担保、管理責任）は適切である。
- ・効果あるものにするためには制度面の整備がさらに必要になるので、これらについては整備計画で検討されたい。

- ・河道での対応で精一杯検討し、残りを洪水調節施設とした振り分けは適切である。
- ・洪水調節施設ではさらに経済性や環境面等について配慮していく必要がある。
- ・河道対策は適切である。
- ・さらなるデータの集積、整備をお願いしたい。
- ・既存ダムや新規ダムは検討課題が多いことからさらに調査検討を行う必要がある。
- ・既存ダムについては代替水源の確保や社会的影響、利水的な問題が大きいことから水道事業者や利水関係者と調整を図る必要がある。また、事業実施レベルでは技術面、環境面、社会面等の諸条件について十分検討を行う必要がある。

所感：洪水調節施設の中の既存ダムの活用に関しては刺激的効果的な発言を期待したが、代替水源の確保や実現可能性の追究を十分行うべき、また関連する制度の整備をすべきという程度に止まった。

### (3) 諮問に対する環境部会長の回答

#### ① 正常流量の設定について

- ・新河川法とそれ以降に施行された環境法等が盛り込まれたことは画期的である。
- ・魚類の移動、遡上に加えて「産卵」に配慮するという記述は自然再生法の精神に基づくものであり、「景観を損なわない」とするのは「景観法」の精神に基づくものである。あらゆる法を取り入れたのは画期的で評価できる。
- ・川のリズムというところまでは触れられていない。

所感：「川のリズム」とは具体的に何を指すのか不明であるが、魚類や水生植物には適度の流量変化が必要、ということを目指すように思われる。この点については、流域委員会の提言書（106 ページ）に、「生物生息環境に適度の出水とその適度な頻度」を検討するよう記述があるが、流域委員会としては「基本方針」に「水流の連続性」までを記述させるのが精一杯であった。

### (4) 主な発言等

#### ① 正常流量について

〔近畿農政局〕1/10 低水渇水流量の表現は基本方針の本文には記載されないのか。

⇒ 〔県の答弁〕利水資料に記載の表現で了解していただきたい。

#### ② 環境保全の2原則について

〔会長〕「生物の生活空間の総量を維持する」という原則で言う「総量」とは面積で示すのか、何を意味して示すのか。「総量」という表現を他のわかりやすい表現にできないのか。

⇒ 〔環境部会長〕確かに理解し難いが、原則1は多様性についての原則、原則2は米国のミティゲーションで土木以外では当たり前に使われている原則である。欄外で説明するか、代わる表現として「流域内に残る生物の生活空間を維持する」という表現を提案する。

⇒ 〔環境部会特別委員〕紛らわしいのであればその案に賛成する。ただし、「一定の質を維持するための」ということも含んでいる。

⇒ 〔県の答弁〕基本方針では「総量（面積）」としている。評価の方法としては定期的に「自然環境調査」に含めて調査する予定である。

⇒ 〔環境部会長〕鉛直方向の空間も大切である。

⇒ 〔県の答弁〕「空間総量」については専門家の討議により具体的な設定を行なう。

所感：県の説明に対し、鉛直方向の空間も重要であるとの指摘があったが、鉛直方向とは上方の陸上および大気環境空間、河床や底質も含めた水深方向の空間という意味であ

るのか不明である。県の答弁では、この「空間総量」の具体的な設定は専門家の討議で行うと言いつ直したが、このように科学的に曖昧な空間総量の定義と設定には今後注目していくべきである。

### 3. 市川水系河川整備基本方針案の審議の概要（武庫川に関連する部分）

〔治水部会長〕武庫川の場合は重要河川として流域圏で人口を扱っていたが、なぜ市川はなされていないのか。また、なぜ市川は同じ 1/100 であるにもかかわらず総合治水をしないのか。

⇒〔県の答弁〕武庫川は総合治水対策のトップランナーとして先導的役割を持って進めている河川であり、そのノウハウは他の河川でも今後適用していきたい。

〔治水部会長〕武庫川は河川審議会では治水部会を設置したが、市川ではなぜ設置しないのか。千種川、市川、武庫川はよく似ているので是非検討してもらいたい。

⇒〔県の答弁〕武庫川は河道に限界があり、流域対策を入れないと対策は不可能であった。それと比較すると市川はそれほど限界を感じていないが、流域対策の検討は必要であり、実施段階で考えたい。

〔治水部会長〕既に基本方針が策定されている千種川との水平性を十分加味してもらいたい。

⇒〔県の答弁〕水平性については十分加味しているつもりである。

〔市川町長・県町村会〕流域対策はハード面で何ができるかを考えてもらいたい。ため池も渇水期には貢献しているが治水面ではどうか、放置されているのではないのか。

⇒〔県の答弁〕ため池の利用状況、ため池管理の適正化、総合治水への適応についても考えたい。

所感：基本方針策定が先行する千種川と市川は一級河川揖保川を挟む形で揖保川に隣接しており、武庫川が一級河川淀川水系猪名川と隣り合わせになることの参考になるのではないかとその関わりや整合性等について触れられると期待していたが、注意喚起のような一言に尽きたのは残念である。一方で、武庫川を引き合いに出した比較の質疑が多く、武庫川がすでに川づくりのガイドになりつつあることが確認された。

### 4. 三原川水系河川整備基本方針案の審議の概要（武庫川に関連する部分）

〔市川町長・県町村会〕武庫川ではため池がカウントされているが、三原川ではどうなっているのか。

⇒〔県の答弁〕平成 16 年の 23 号台風により一部管理を怠っているが、今後管理を適正化し、総合治水への適応も考えたい。

所感：平成 16 年の 23 号台風時には特にため池の影響が大きかったにもかかわらず、総合治水について全く触れられていない。農水部局のことには触れないという姿勢も見えるが、総合治水の先導河川「武庫川」と並行して、なぜ総合治水に取り組むことができないのか、理解に苦しむところである。

### 5. 総括意見

〔環境部会委員〕市川、三原川の「河川の概況」は観光案内ではないか。例えば、ため池・水文化・ハザードマップなど武庫川のように水に関係した歴史や文化を盛り込むことが必要である。

市川は祇園社など歴史・文化・洪水に係わるものがあり、特に水に関する神社を調査すべきである。

〔会長〕市川、三原川でも武庫川のように超過洪水対策について触れるべきである。このことに

ついて、次回審議会に意見がもらいたい。

〔治水部会長〕武庫川は超過洪水に対する取り組みはあるが、市川や三原川と比較すると「水防活動」に関わる部分が希薄である。

## 平成 19 年度 第 3 回河川審議会

平成 19 年 12 月 26 日  
パレス神戸において

武庫川水系河川整備基本方針案のパブリック・コメントが終了した後の 12 月 26 日、3 水系の基本方針の答申案の審議と 1 水系の基本方針の諮問を目的とした今年度 3 回目の河川審議会が開催されました。その中で武庫川水系河川整備基本方針については大半の時間を費やし、1 時間 45 分におよぶ答申案の審議となりました。しかし、1,000 件を越えるパブリック・コメントに対してはほとんどが門前払いの様子で、流域委員会の答申提言とともに聞き置くに止まりました。審議では、治水部会長から「基本方針は整備計画の上位にあるものではない」「提案事項は整備計画でとり入れてほしい」などの貴重な発言があり、今後、整備計画の検討を十分に見守っていく必要があることがあらためて浮き彫りにされました。

### 【河川審議会の概要】

出席者 兵庫県河川審議会委員 20 名中 18 名（うち代理出席 3 名）

傍聴者 武庫川流域委員会委員 5 名ほか 4 名、計 9 名

議題 ①武庫川②市川③三原川各水系河川整備基本方針の答申  
船場川基本方針の諮問

#### <議事の概要>

#### 1. 武庫川水系河川整備基本方針の答申

##### (1) パブリック・コメントの意見内容とこれに対する県の考え方

◇ パブリック・コメント意見提出件数 1118 件 その他 18 件 計 1136 件 (311 人、4 団体)  
(意見募集期間 11 月 16 日～12 月 6 日)

◇ 新規ダム賛成は 7 件

##### (2) 基本方針の変更修正内容

基本方針本文 5 箇所、流域及び河川の概要(資料) 4 箇所、治水(資料)1 箇所、利水(資料) 1 箇所、環境(資料) 4 箇所

◇ パブリック・コメントによる修正箇所

パブリック・コメントの意見による過誤、誤植、表現変更による修正 9 箇所

うち 1 箇所は減災対策に「地域住民の住まい方の転換を促す」の挿入(本文)

◇ 河川審議会による修正箇所

河川審議会委員の意見による修正 1 箇所

生物および生活環境の持続に関する 2 つの原則の「総量を維持する」についての補足見直しによる修正 4 箇所

関係部門の意見による過誤の修正 1 箇所

##### (2) 主な発言等

##### ① ため池・森林について

〔近畿農政局委員〕

- ・ため池必要時の利水量は確保できるのか。
- ・1 m程度の空き容量または嵩上げによる確保をする場合、農水省としてはため池の目的外としての補助金は出ない。田畑を守るための補助金は出るが、下流を守るための補助金は出せないということである。したがって、ため池を河川施設としなければため池の活用は不可能であり、河川と農政との調整が必要となる。ただし県費であるなら問題は別である。
- ・森林については流域委員会の文章をそのまま「森林が適正に保全されるよう努める」と記述しているが、主語は河川管理者であるのか。河川管理者が行うのであれば問題である。  
⇒〔県の答弁〕
- ・ため池の治水利用は底地が公的所有のものを対象としているが、今後水利権者と協議していきたい。
- ・ため池の1 m分の治水利用についても協議したい。8月以降は農地防災が適用されるが、出穂期(6~10月)を通じて容量を確保していく方針で、農林の補助は地先の農地防災を念頭におき、結果として基準点での効果を狙いたい。
- ・森林については河川管理者が書いたが、河川管理者以外の主体とも連携一体となって施策を進める。

〔近畿農政局〕

- ・農地防災はため池の老朽化によるものならよいが、治水効果を入れると難しい。
- ・農地、森林については「関係省庁と連携しながら」と入れたい。  
⇒〔県の答弁〕
- ・来年度に広域森林防災事業等を引用していく予定であるが、無理な場合は県単費にするなど考える必要がある。また、来年度は広域防災ため池モデル事業も新設される可能性もあり、見守りたい。

② ため池、武庫川ダムについて

〔東播用水土地改良区理事〕

- ・ため池の治水利用は時期による。
- ・武田尾溪谷は大事にしたい。武庫川ダムは穴あきで溪谷は守られ、1,000 tの洪水抑制ができる。しかし高さ50mのダムがどのようにできるのか、どのようにして洪水が抑制できるのか、溪谷の岩が流れたり、ゴミが溜まってしまわないようにできるのか、川底の200 m<sup>2</sup>の穴で本当に洪水抑制ができるのか。治水対策をすることによって上下流とも安全に考えてもらいたい。  
⇒〔県の答弁〕
- ・今回は基本方針の答申であり、具体については後日することになっているが、武庫川ダムの抑制量は600 t、放流口も6m角が下部に2個、上部に2個を考えている。

③ 既存ダムの活用について

〔阪神水道企業団企業長〕

- ・現在調整している内容はどのようになっているのか。既存ダムの利用については運用管理者との調整を十分にしてもらいたい。  
⇒〔県の答弁〕
- ・丸山、千苺、青野ダムの管理者は協力の意志があり、昨年10月から調整し、前向きに取り組んでいる。ただし、水道事業の運営に支障のないようにということを大前提に、代替水源の確保、料金の差額補償等への影響が解決すべき問題点となっている。

④ 詳細の表現について

〔会長〕

- ・災害の防止には山と川との連携が必要であることから、本文P.8 流域対策の「保水・貯留

機能の確保等」の「等」の前に「土砂・流木の流出防止」を挿入してもらいたい。また、淡路等の例から、ため池の災害も考慮して「安全を確保して」と挿入してもらいたい。

- ・水防活動をすることによって堤防の危険を感じる事が重要であることから、本文P. 9 減災対策では、ソフト対策の「避難」だけではなく、「水防」も重要視してもらいたい。そのためには「水防活動との連携の強化」では弱い。下流も自分で守るという責任として「水防活動の強化」と入れてもらいたい。

⇒〔県の答弁〕

- ・土砂・流木についてはP. 12 で述べている。また、ため池の安全性確保はそれぞれの管理者が存在する。
- ・水防活動では、河川管理者は水位情報等の提供を行ない、市民の安全を守るための情報は市の責任である。

〔会長〕

- ・これらは下流域の対策であり上流域でも必要である。

⇒〔県の答弁〕

- ・会長の意見を検討します。

#### ⑤ パブリック・コメントの結果について

〔治水部会長〕

- ・パブリック・コメントで多数の意見が出されたことに敬意を表したい。
- ・治水部会の答申についての意見が多く、基本方針を整備計画の上位計画と勘違いした部分も多くみられたが、今後の参考として取り入れてもらいたい。
- ・念押しの意見も多く、堤防に対する考え方として越流すれば必ず破堤するという誤解や、今のところスーパー堤防以外に完璧なものはないということが理解できていない、などが挙げられる。また、潮止め堰についても誤解している意見があった。

#### ⑥ 修文について

〔治水部会長〕

- ・本文P. 8「資源」を削除すると主語がなくなるが、県民が読んで理解できるのか。
- ・概要P. 56 伊丹市の水道水源の説明文は修正前の方が解りやすい。

⇒〔会長の意見〕

- ・「資源」では選択には施工箇所、施工区間も入る。
- ・伊丹市の項については読みやすい表現に改めてほしい。
- ・本文P. 10 原則2の\*は意味が不明である。

⇒〔県の答弁〕

- ・\*は削除する。

#### ⑦ 緊急時の水利用について

〔阪神水道企業団企業長〕

- ・本文P. 9 緊急時の水利用や一般にはテロ等による水質事故も含めた幅広いものとして考えてもらいたい。

#### ⑧ 堤防強化について

〔阪神水道企業団企業長〕

- ・堤防の被害は堤内地に影響すると思われ、もう少し考えるべきである。

⇒〔県の答弁〕

- ・越水に耐えうる堤防の工法については国も研究中で、現時点では確立されていない。将来的に技術的な開発がされれば引用していきたい。

⑨ 粗度係数から算出する流下能力について

〔会長〕

- ・平成 16 年の 23 号台風で洪水の時間と流量変化が明確に表れなかったように、流下能力については、洪水の時間的影響（流量のピーク、水位のピーク）を含めて、実績水位からは数値が低く出てくることもあるが、さらに検討していく必要がある。粗度係数は洪水時の河床粒度の変化など、研究課題が多く途上段階であるが、今後、生データによって算出しているようにモニタリングをしていくことが必要である。

以上の答申結果を会長、治水部会長、環境部会長の 3 者で協議の上、最終の基本方針を印刷して配布することとして武庫川水系河川整備基本方針の審議会答申は終了した。

2. 市川、三原川水系河川整備基本方針の答申（略）

3. 船場川水系河川整備基本方針の諮問（略）



2007 年 11 月から 12 月にかけて行われたパブリック・コメント、さらにそれを受けて 12 月に開催された第 3 回河川審議会を経た結果の報告を兼ねて第 81 回運営委員会が 1 月 30 日に開催されました。10 月 9 日に開催された第 54 回流域委員会から「流域委員会は活動を休止するが、その間は武庫川企画調整課をはじめとする庁内の動きの報告を受け、今後の方向性等の検討などのために 1.5 ヶ月から 2 ヶ月に一回程度の運営委員会を開催する」と確認しながら、日程調整等から 4 ヶ月近くが経過しました。その結果、精査あるいは検討すべき課題が山積していた上に、詳細な武庫川峡谷環境調査の報告が行われるなどから、10 名の委員が出席し、3 時間半に及ぶ協議が行われました。

### < 協議の概要 >

#### 1. 武庫川水系河川整備基本方針（案）の策定状況について

平成 19 年度第 3 回河川審議会における答申を受け、現在進められている河川整備基本方針の策定に係る作業の状況について、河川審議会配布資料により河川管理者から報告が行なわれた。報告に基づいて協議の結果、委員会からパブリック・コメント結果の公表、基本方針の周知について、具体的な手法を検討し、次回運営委員会に報告することを要請し、確認された。

#### 【主な協議の内容】

##### ①水防関連について

審議会において「住民と関係機関と連携した水防活動の強化」に関する修正補強意見が出されたことに対し、県は本文を修正しないという回答を示した。これに対して委員から水防活動に対して住民は関わらなくてよいのか。どこが水防担当なのか。また、河川審議会で提起された問題を断る理由がこれでいいのかという質問が出された。この件については、危機管理に対する住民参加にかかわる基本的な問題であることの認識について、県との間に認識の相違があることが議論された。

##### 【県の説明】

- ・武庫川において水災時は、市の消防機関が水防活動を実施し、住民は速やかに避難することが基本と考える。
- ・水防法でやむを得ない必要がある場合は、住民を水防に従事させることができる、となっており、そのことを否定するつもりはない。また、基本的に住民は速やかに避難するので基本方針の中に特記する必要はないと考える。
- ・この件について、原案に修正補強意見が出された会長は了解された。

##### ②基本方針の策定後の取り扱い

先に河川整備基本方針は 2007 年内に国に同意申請する、という説明があった。その後、国への手続きはどのようになり、内部決裁、県民への告示や周知はいつごろどのようになるのか、という質問が出された。

##### 【県の説明】

- ・来週中には内部決裁が行なわれ、終了次第国に同意申請し、国の同意が下りれば、告示する。ただし、国の同意時期については未定である。国に申請する段階で内容は、ほぼ確定していると考えており、その後、整備局と整備計画を協議する。整備局には事前に基本方針の状況報告をしている。
- ・県民への告知は国の同意が下りた後に県の公報で告示する。県民への周知は他の水系と

同様の場合は公報による告示とホームページの公表のみとなる。

以上の県の説明に対して委員から、「千種川では基本方針のリーフレットを流域内市町の全戸に配布した。公表だけではなく、周知することが大切である。公報やホームページは最低限のことであり、周知は住民参加の川づくりを進めるうえで最低限必要なことである。興味がある人だけでなく、誰でも自然に閲覧できるように周知の手法についてはよく考えてもらいたい」という意見が出された。しかし県は、全戸配布は無理であり、リーフレットの作成や県民だよりに基本方針の要旨やアドレス、閲覧場所を掲載するなどの周知程度なら考えられるという返答にとどまった。

### ③パブリック・コメントの扱い

パブリック・コメントの資料を「武庫川の治水を考える連絡協議会」で説明したところ、その資料を配布して欲しいとの意見が多く寄せられたという報告が委員から出された。これに対して県は、実施要綱上は、パブリック・コメントに寄せられた結果は基本方針について国の同意を得てから県のホームページで公表することになっており、この資料は、河川審議会資料として既に県民情報センターで公表していると説明した。しかし、委員からは以下のような意見が出され、それに対して県は、「パブリック・コメントの意見を整理した河川審議会資料はオープンになっているが、行政が資料のコピーを配布するというのは情報公開請求への対応とのバランスを考えると難しい。しかし、パブコメ結果の公表については、手続き上の話を含めて担当課に確認する」とした。

#### 【委員の意見】

- ・パブリック・コメントは住民が公の手続きに基づいて提出したものであり、自分の意見がどのように反映されたのか、またどのような理由で反映されなかったのか結果を見たいのは当然である。パブリック・コメントの資料が欲しいという人に対して、それで十分と考えているのか、公表がホームページだけでいいかよく考えてもらいたい。
- ・パブリック・コメントの実施要綱は最小限の基準を示したもので、結果の公表時期は、国の同意を得てからでなければできないとはなっていないはずである。参画と協働のモデルとして取り組んでいる武庫川づくりでは、パブリック・コメントの取り扱いももっと前向きに考えるべきである。

## 2. 武庫川峡谷環境調査の実施状況について

武庫川峡谷環境調査の実施状況に関する説明が河川管理者から行なわれ、協議の結果、以下についての確認が行われた。

- ① 県が実施している武庫川峡谷環境調査は、委員会としては“県が勝手に実施しているもの”としているが、本当にそれで良いのか、委員会としてのスタンスをこれまでどおりとするかどうか再整理が必要であり、今後の運営委員会の宿題とする。
- ② 県は、武庫川峡谷環境調査について、ある程度まとまった段階で中間報告をする意向である。

#### 【主な協議の内容】

##### ① ヒアリングの内容

実施したヒアリング内容についてどのようなものであるのか説明を求める意見が出されたが、県からはヒアリング結果は、データも確認しながら今後検討していく必要があるので今は説明できない。武庫川峡谷環境調査の取りまとめの中で説明したいという返答にとどまった。

##### ② 調査報告のあり方について

整備計画の原案提示の段階でいきなり全部だされても困るので、重要な部分は節目々に報告してもらいたい。また、調査内容等について専門家がどのように感じ、見解をもっているのか、さらに県が専門家の意見に対してどう対応しているのか知っておきたい、という意見が委員から出された。県からは、平成 21 年 9 月に向けて環境調査の実施状況等を共有しておきたいと考えており、ある程度まとまった段階で中間報告を行い、適宜運営委員会に内容を報告するつもりであるという説明が行なわれ、それに対して委員から以下の意見が出された。

- ・この調査の位置付けについては既に流域委員会で確認しており、県の調査について委員会がとやかく言うものではなかったはずである。したがって中間報告の持つ意味は理解できず、県はこの調査を整備計画に必要なものと判断し、自信を持ってやっていると理解している。途中のヒアリング内容まで報告が必要なのか。新たな調査内容を示すために中間報告が必要とも聞こえるが、それは委員会が言うことではないはずである。
- ・流域委員会の 8 月提言の段階では時間切れにより十分精査できないまま具体の検討を県に委ねた部分が少なからずある。したがって整備計画策定の過程で、その調査・検討状況はこれからも運営委員会で順次報告してもらい、協議しておく必要がある。しかし、峡谷の環境調査は新規ダムを前提とした県独自の調査であり、県の責任で行っているものであるという見解を委員会ではまとめてきたので、状況変化の中で委員会としてスタンスを再整理する必要があるかどうかの検討が必要かもしれない。

### 3. 水文データの公開状況

水文データの公開状況に関する協議が以下のように行われた。

#### 【主な協議の内容】

##### ① 本川断流の情報と水文データについて

- ・ある委員から、昨年 12 月に武庫川で断流が発生しているらしいということと、河川の渇水状況を住民に知らせる体制になっていないのではないかとこの話を聞いた。雨量、水位などの治水に関するデータだけでなく、利水、環境に関する情報（水道の供給状況、原水・浄水、公共用水域の水質、下水処理水の水質）を共有できるようにすべきである。

【県の説明】・流況、水質に関する過去 20 年間のデータは、基本方針の資料に添付しており、これまでに委員からの資料請求についても対応してきている。また、公共用水域の水質については、県民情報センターで公開している。

- ・一般住民が水文データにアクセスする方法を教えてください。また、オンタイムの水質データも知りたい。

【県の説明】・オンタイムで提供できる水質データは限定される可能性がある。また、昨年 12 月に武庫川で断流が発生しているらしいという情報を聞き、12/3 に現地を調査したが、その時たまたま降雨があったため、その事実は確認できなかったが、生瀬地点での流量は  $1 \text{ m}^3/\text{s}$  程度であった。

【委員の説明】・12/3 に現地を歩いたが、断流の事実は確認できなかった。付近の釣り具店、渡船の関係者に聞き取りを行ったが、断流していたとの情報は得られなかった。目視では、濁り、油の残留も認められなかった。

- ・12/5 に現地を調査したが、断流は発生していなかった。瓦木ポンプ場からの放流があるため、断流を免れたのではないかと。1 号床止めから上流の流量は少なくなっており、3 号床止めでは魚道にしか水が流れていない状況であった。
- ・断流騒ぎがあった時期、下流は一面砂浜の状態であった。このような機会にこそ、県は河

床の粗度係数などを調査すべきである。日ごろ川の状況を見つめている住民の通報にもとづくコラボレーションの姿勢が河川管理者に欠けている。

- ・ 渇水に関しては河川法でも記述があり、河川管理者も断流発生に関心を持つべきである。
- ・ 水利流量を維持するために青野ダムに不特定容量が確保されていると言いながら、正常流量確保のためのダムの容量は無いという矛盾した話があったが、利水、環境面での担保づくりのため、どのように調査、観測を行うかの具体策を、河川整備計画策定段階で検討すべきである。その検討のために委員会の場を活用することを提案したい。

#### 4. その他

その他の項目として以下の3点について協議を行い、①②について次回運営委員会において県が説明を行うことが確認された。

- ① 既存ダムの治水活用、水道の広域融通の検討状況について
  - ・ どのような項目、枠組みで検討を進めているのか
- ② 今後の協議の進め方について
  - ・ 河川整備計画策定にかかる検討の枠組みやスケジュール
- ③ 流域連携に関する県の取り組み方針
  - ・ これまで委員会は武庫川企画調整課に向けて流域連携に係わるイベント等の案内を行なってきたが、県としては参加しかねるという趣旨の回答にとどまった。職員個人として参加するのは構わないということなので、今後は職員個人に向けた案内をすることとし、積極的な参加を要請した。
- ④ 「武庫川づくりと流域連携を進める会」における活動状況を委員会機関紙（ニュースレター）に掲載することについて
  - ・ 「武庫川づくりと流域連携を進める会」は、流域委員会活動とは一線を画した活動であるが、委員会が提言した流域連携の助走づくりとして7割に近い流域委員と流域住民が一緒になって手弁当で活動しているものである。
  - ・ 同会の活動状況を委員会機関紙（ニュースレター）に掲載することについては、流域連携が進むのを支援するために、同会が開催するイベントの案内や関連する活動の情報も可能なかぎり掲載していくことで合意し、活動状況についてはこれまで掲載してきた。しかし、県からは流域委員会とは一線を画した団体の活動を幅広く委員会のニュースレターに掲載することについて難色を示す発言が続いた。委員会側は、8月提言の趣旨に沿った流域連携を促していくために、少なくとも「進める会」の活動はきちんと掲載していくことをはじめ、流域住民や自治体の活動についても配慮を払うべきだと主張し、「進める会」の活動は記載していくことにしたが、運営委員会終了後、この合意について以下のとおり委員会と県とで見解の相違が生じたため、次回運営委員会で引き続き協議を行なうことになった。

委員会の意見：委員会の8月提言や基本方針の趣旨から、流域連携が進むのを支援するために、引き続き活動状況の報告や同会が開催するイベントの案内、関連する活動の情報等も可能なかぎり掲載していくのは当然である。

県の意見：委員会機関紙発刊の趣旨や他の団体の兼ね合いから判断して、同会の活動報告記載は趣旨にそぐわないが、同会が開催するイベント等の案内程度の情報は可能と思われる。

- ⑤ 今後の運営委員会開催について
  - ・ 今後の運営委員会の開催は、整備計画の策定状況についての報告と意見交換等のために、

原則として1.5~2ヶ月に1回程度のペースで開催する。次回は3月をメドに開催する。

[協議の概要]

① 既存ダムの治水活用、水道の広域融通の検討状況について

【河川管理者からの報告】

- ・既存ダムの活用については、千苺ダム、丸山ダム、青野ダムを対象とし、現在水道管理者と協議を行なっている。利水容量の治水転用については、代替水源の確保、水道料金差等が課題となっており、水道事業に影響を与えない範囲での治水転用可能性を検討中である。広域水融通についても水道事業者と協議中であり、内容の報告は調整が完了した後に行なう。

【委員の意見】

- ・既存ダムの治水活用について、どのような協議を、いつ、何回行なったのか、経過を報告してもらいたい。

【河川管理者の説明】 既存ダムの治水転用可能性については、現在、水道事業者が検討中のため、報告する段階ではない。

【委員の意見】

- ・委員会は、河川整備計画レベルでは既存ダムの治水転用を考えるべきだとは提言していない。渇水リスク、空振り等、どのような枠組みで何を協議しているのかわからないので、提言したことについて、検討の内容と進行状況を報告すべきである。

【河川管理者の説明】 既存ダムの活用法として、治水転用、事前放流、予備放流のケースを検討している。

【委員の意見】

- ・既存ダム活用は、どのような概略を検討し、提言の趣旨を生かす協議を進めていくのか、その枠組みを詳しく次回運営委員会で示すべきである。

【河川管理者の説明】 武庫川対策室会議を2/13に開催し、河川整備計画策定に向けた作業について協議する予定である。その内容も踏まえ、3月中にはスケジュールと概略を検討していきたい。

② 今後の協議の進め方について

【委員の意見】

- ・検討の枠組み等を次回運営委員会で示すことを要請する。
- ・提言には書いていない意見や委員会に確認したい事項があるものと思われ、庁内での検討の枠組みだけでなく、県と委員会との協議に関しての枠組みも示すべきである。

【河川管理者の説明】 提言は、河川整備基本方針だけでなく河川整備計画の内容を含んでいる。本委員会を開催してまでさらに委員会の意見を聴くことは考えていない。

【委員の意見】

- ・河川整備計画策定過程で意見を聞くパートナーは流域委員会だけのはずである。検討の枠組みは提言でも書いたが、時間切れで書ききれない項目もあり、河川整備計画策定過程でどのように委員会と協議していくのか示すべきである。

③ 流域連携に関する県の取り組み方針

【委員の意見】

- ・流域連携に関しては詳細、具体的に提言書にまとめ、基本方針の答申書でも重ねて重要性を指摘した。さらに知事との話でも、流域連携は委員会や住民の役割が大事であることが確認され、委員会にその役割を期待し、「武庫川のガイドブック作成などは、資金は土木から支出するにしてもその窓口は県民局等と連携して実施したほうが良い」ということま

で話されている。しかし、実際の武庫川の流域連携活動については、県関係部局の腰が重く、流域連携を進める会で開催しているミニシンポジウムや交流会などに県の担当職員の顔は見られない。揖保川、千種川など他の河川のように、なぜ武庫川では行政が流域連携の取り組みである「武庫川づくりと流域連携を進める会」などに参画しないのか説明してもらいたい。

【河川管理者の説明】「武庫川づくりと流域連携を進める会」は、委員会とは別のボランティアの立場として実施しており、県に、行政としての参画を求めているのか、個人としての参画を求めているのか理解できない。

#### 【委員の意見】

- ・流域連携については、提言書にも記述しており、個人、行政のどちらの立場として参画するかは県が考えるべきことである。県の流域連携に対するやる気がみられない。

【河川管理者の説明】「武庫川づくりと流域連携を進める会」の取り組みは、委員会とは切り離して実施していると認識しており、流域連携の必要性は認めるが、現時点での参画は無理である。

#### 【委員の意見】

- ・武庫川づくりと流域連携を進める会は委員が自発的に実施しているが、県は流域連携より河川整備計画策定を最優先で実施し、行政として参画できないということであれば、このことを委員会機関紙に掲載するが、それでいいのか確認したい。
- ・武庫川づくりと流域連携を進める会では、なぜ行政が出席しないのかという意見が出ている。

【河川管理者の説明】基本的には流域連携は、住民が主体となって実施すべきことである。個人として係わるのは構わないが、行政として関わるべきではないと考えている。

#### 【委員の意見】

- ・淀川や揖保川、千種川は行政が関わり主催して川への関心を高める催しを実施しているが、武庫川の場合には流域連携は重要でないと考えているのか。
- ・県の業務として関わること、関われないことの峻別が必要であることは了解したが、県の職員も流域に住む住民であり、武庫川づくりを仕事にしている以上、個人として流域連携にかかわる活動に参加することは重要であるということについて、県は否定しなかった。今後とも会のイベント等を案内するので、参加する姿勢を見せることを要請する。

- ④「武庫川づくりと流域連携を進める会」における活動状況を委員会機関紙(ニューズレター)に掲載することについて

#### 【委員の意見】

- ・委員会機関紙であるニューズレターに、今後とも「武庫川づくりと流域連携を進める会」の取り組みを掲載していきたい。

【河川管理者の説明】ニューズレターに関する契約は3月末で一旦切れ、改めて契約ができるまでの間は、ニューズレターの発行はできない。また、ニューズレターは流域委員会の報告を掲載するためのものであり、任意の団体である会の案内ならともかく、他の団体との関係もあり、特定の団体行事を中心に掲載することは問題である。

#### 【委員の意見】

- ・ニューズレターはあくまで委員会の機関紙であり、全体委員会の休会中も整備計画策定過程や委員会の動き、積み残しの委員会報告等の情報提供を続けていく必要がある。そのため費用は、委員会が存続しているかぎり確保されているものとする。流域連携は武庫

川づくりの重要な活動であり、提言した流域連携会議等がスタートするまでの助走を委員会の委員が手弁当で取り組んでいるのが流域連携を進める会である。そうした活動について情報提供していくことは大事である。

## 2. 武庫川流域委員会

～第51回

～第52回

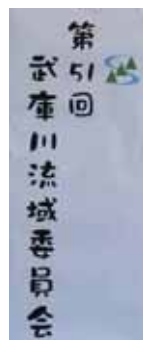
注：詳細、あらすじの表現について疑問のある方は最終頁記載の方法により議事録を入手のうえご覧下さい

### 第51回 流域委員会



～平成19年7月24日（火）

尼崎リサーチ・インキュベーションセンターにて



第50回流域委員会では知事への提言書提出から10ヶ月におよぶ休会期間を経て「河川整備基本方針の原案」と「新規ダムに係る武庫川峡谷環境調査の計画案」が河川管理者側から提示されました。これらに対する意見は膨大なものとなることが予測されたことから、以後の流域委員会を効率的に運営するために意見書作成に向けた協議が行われました。これらをもとに第51回流域委員会では事前に運営委員会に提出された意見書を事務局側が整理し、河川管理者としての回答を準備の上、会議が進行されました。しかし、意見書の数が膨大であったことやそれに対する回答内容が想定していたより希薄であったこと等、疑問の声が多く出され、2回程度の運営委員会で再整理した後、第52回流域委員会で再審議をすることとして一旦終了しました。

#### < 議事のあらすじ >

##### 1. 第71回運営委員会の報告

7月24日に開催された第71回運営委員会において協議、確認された以下の2点について、委員長から説明が行なわれました。

##### 第51回流域委員会における審議の進め方について

- ① 武庫川水系河川整備基本方針（原案）に対する各委員の意見開陳  
各委員は武庫川水系河川整備基本方針（原案）に対する意見を述べる。その際、事前に意見書を提出した委員は、意見書を朗読するのではなく、内容を要約して簡潔に説明することに努める。
- ② 委員意見に対する県の一括回答  
委員の意見に対する県の基本的なスタンスを明確にし、意見や質問に対しては「武庫川水系河川整備基本方針（原案）に対する各委員の意見集約（案）」をもとに個別ではなく一括で回答する。また、県の回答に対する委員の再質問は、第52回流域委員会で行なう。
- ③ 武庫川峡谷環境調査については委員会として意見を集約しない

事前に意見書を提出した委員は、意見書を参照しながら簡潔に意見を述べ、県は、委員の意見、質問に対して一括で回答をするが、報告に関しての討議は行わない。

### 武庫川水系河川整備基本方針（原案）の審議の進め方について

- ① 武庫川水系河川整備基本方針（原案）に対し、委員会と県は可能な限り合意を図るよう努力し、合意形成できなかつた点については提言としてまとめることとする。
- ② 武庫川水系河川整備基本方針（原案）に対する意見書により、現時点で今後検討が必要な主な論点は以下の3点に整理されるが、第51回流域委員会の審議をふまえて、次回運営委員会で再整理する。
  - 1) 武庫川の河川整備基本方針のあり方…武庫川らしい方針、時間軸、政策目標等
  - 2) 武庫川の概要…武庫川らしさをどのように表しているか
  - 3) 治水
    - ・ 総合的な治水対策（治水の考え方）
    - ・ 基本高水についての説明や表現方法について
    - ・ 流域対策（水田を治水計画に位置付けないこと等）
    - ・ 既存ダム活用
    - ・ 洪水調節施設等の優先順位（提言での検討優先順位の基本方針への反映）
    - ・ 重点対策（堤防強化等）
    - ・ 大規模開発の抑制
    - ・ 都市関連施策（危機管理対策と関連して）
    - ・ 総合治水条例等の整備について
  - 4) 利水…正常流量、緊急時の水利用、水循環
  - 5) 環境…自然環境、水質、まちづくり

## 2. 武庫川水系河川整備基本方針(原案)の審議

### (1) 基本方針(原案)に対する意見書

<各委員からの意見書>

- ① 基本高水ピーク流量、流域対策、土地利用規制について
  - ・ 当初4,651 m<sup>3</sup>/sであった基本高水が原案では40 m<sup>3</sup>/s プラスされた4,690 m<sup>3</sup>/sと示されたが、4,650 m<sup>3</sup>/sでも十分安全側である。また、流域対策のうち現状の水田が除外されたことについて、基本方針は将来の目標を指し示すものであるにもかかわらず、なぜ将来のあるべき姿に向けたカウントにできないのか理解できない。同様に土地利用規制についても将来の川の姿を考え、もっと規制を厳しくすべきである。
- ② 武庫川峡谷の環境とダム、ダムの代替策と水田貯留の効果について
  - ・ 新規ダムの峡谷環境調査から得る大規模治水工事は、環境や景観を損なわないという前提であるが、実質的には致命的な環境破壊をもたらすということが危惧される。一旦中止に至った市民運動の原点についてもどこかに銘記すべきである。また原案は、提言書から「ダムではなくダム代替策の徹底的な追求を先決とする」という委員会の考え方を真正面から受けとめておらず、総合治水の対策を根本的に放棄していると受けとめざるを得ない。とくに、水田貯留については水田機能の全体把握もなされていないにもかかわらず、アンケートで得た結論のみから水田の有効活用を除外するというのは理解できない。
- ③ 基本方針原案の時間スケールと歴史認識、さらに砂防事業と河道管理、流域管理の問題
  - ・ 基本方針原案からはどのような時間スケールを念頭においているのか理解できない。淀川流域委員会などを参考にしても、基本方針は、整備計画を制約しない方向性であることが望ましいと考えられるが、この原案は整備計画を制約するところが非常に大きいと思われ、河川法の趣旨を十



分生かしたものになっていない印象を受ける。また、歴史というものは過去の事象を知識として将来を考えるためのものであり、基本方針の議論の方向性についても同様に考えるべきである。

- ・砂防事業については、現在までの到達点と残存している問題点の整理がなされていないことから、「問題はない」という書き方になっている。河道管理はそれに基づいて進められるということであるが、これでは整備計画のガイドラインにはなり得ていない。
- ・流域管理と河道管理の違いが全く理解できていない書き方になっているのは問題である。河道は河川管理者の属する県の所有であるが、流域は土地を所有する住民のものであり、「住民の参画と協働の理念による流域管理」という考え方での公共のものである。しかし原案では河川管理者が主体となり、権限の及ばない事項については何もしないようになっている。
- ・基本高水ピーク流量は、委員会の提言書の数値と近いものになっているが、プロセスの考え方が全く異なり、河川工事実施計画への回帰という傾向が明瞭に出ている。

#### ④ 環境にかかわる7点について

- ・総合治水における水循環の健全性については委員会でさまざまな議論を行い提言書にまとめたにもかかわらず、原案では24ヶ所におよび「今後の参考にする」という言葉で片付けられている。
- ・森林の持つ水源涵養機能等の公益的機能の表現には、出水災害に対しては水源涵養だけではなく保水機能や流出抑制機能も盛り込む必要があり、「森林の持つ水源涵養等の公益的機能を含め、保水と流出抑制の機能が持続的に確保されるよう」に改めるべきである。
- ・正常流量については、提言書では正常という状態を瀬切れや断流を起こさないことも正常な流況と規定しており、「流水の正常な機能を維持するため必要な流量と流水の連続性の確保に努める」に改めるべきである。また、「新たな水需要が発生した場合には…」については、人口減の問題や県環境部局の3R政策を加味し、「新たな水需要の発生および人口減少や合理的水利用による水需要の減少が発生した場合は」に改めるべきである。
- ・緊急時の水利用について、委員会では既存ダムの治水活用から流域各市の上水道ネットワークの形成を提言しており、「渇水の発生時には、…情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、上水供給ネットワークシステムの促進を図る」に書き換えた方が良い。
- ・地下水については触れられているのが1ヶ所のみであるが、水循環過程において地下水は重要であることから、地下水の保全を基本方針の中で取り上げるべきであり、「地下水の利活用を含む河川利用」という表現にすることが望ましい。
- ・潮止め堰については、言葉そのものを基本方針に書くことは不可能であるが、「洪水調節施設、堤防、排水機場、樋門等」に横断構造物として挿入すべきである。
- ・水質については考え方自体が極めて歪んでおり、環境基準を満たせばそれによしということではなく、法律では類型をさらに1ランク上げる検討もしなければならないはずである。したがって、「現在の良好な水質を保全する」という表現ではなく長期的展望として「良好な水質を常に保全していく」とすべきである。

#### ⑤ モニタリング、優先順位、水田貯留、チェック機関について

- ・「流域の情報収集やモニタリングを適切に行なう」という表現については抽象的過ぎるため、提言書に記載した具体的内容として「逆算粗度に関するデータ調査」や「実績降雨と流量の関係究明」等を明記すべきである。
- ・基本方針には遊水地や既存ダム等、何を優先するのか明記すべきである。
- ・水田貯留については流域対策の数値に入れられないという理由から何も触れずにおくのではなく、積極的に取り組み、保全向上が図れるよう、「水田貯留にも取り組む」という文言を入れておくべきである。
- ・それぞれの対策が間違いなく進行しているかについてのチェック機関について触れてもらいたい。
- ・基本方針に挙げることではないが、公園貯留の選定条件は0.1ha以上になっており、ため池

などが多く付属する公園などでは例えば 1.2ha のグラウンドがある公園でもカウントされないものがある。これらについては、整備計画原案作成までに考え直すことを提案する。

#### ⑥ 原案全般に関する印象

- ・基本方針は長期のビジョンのようなものであるが、整備計画のようなレベルで書かれている。また、委員会で散々協議した利水ダムの治水活用や全国一ため池の多い兵庫県の中でも比較的ため池の多い流域特性としてのため池活用に対する意気込みの感じられない表現、さらには水田貯留を取り入れないなど、長期のビジョンとしては非常に腰の引けた印象である。
- ・流下能力については、平成 16 年の 23 号台風の際に 2,900 m<sup>3</sup>/s 流れたが、さらにあと 1,000 m<sup>3</sup>/s くらいは流れるものと考えられる。ダムの是非に関わることであり、もっと正確に検討すべきである。

#### ⑦ 基本方針の基本的な考え方について

- ・原案の本編、参考資料ともに、武庫川を対象とすることを前提にし、柱を武庫川にすることをもっと意識して書いてもらいたかった。
- ・河川の総合的な保全と利用に関する基本方針では、ひょうご・人と自然の川づくりを前提に述べられているが、そうではなく、それを踏まえた武庫川の将来像や長期戦略を書き込むべきである。
- ・基本方針においては武庫川の本川を目標に、甲武橋を基準点として整理してきたにもかかわらず、内水や高潮などの問題を同レベルでとらえているのは不自然であり、区分すべきである。
- ・基本方針は、将来に係わることを理想として掲げるべきであり、時間軸を設定する必要はない。一方、基本高水のピーク流量などについては自然現象等の変化もあり、将来的な見直しの対象になり得ることから明確に示すことが望まれる。

#### ⑧ 基本方針の長期的な視点と現在における状況の説明について

- ・前回の流域委員会において河川管理者は、「長期的とは決して時間を定めたものではない」と明言したが、整備計画は 20~30 年と決まっており、そこからサイクルを考えなければ、今後直面する地球環境の問題や人口減少等の異常事態に備えることは不可能である。
- ・甲子園球場は、武庫川の分流で構成されるデルタ地帯を形成していた申川と枝川を埋め立てた地であり、かつては氾濫を起こすゾーンは埋め立てるという誤った考え方があったことを掲載してもらいたい。
- ・「平成 16 年の 23 号台風では洪水調節効果等により、三田市域では大きな被害は発生しなかった」という記述について、事実であるが、さらに下流の木之元周辺での大災害については述べられておらず、悪い事象をあえて省いたかのような印象を受ける。
- ・「武庫川流域全域、とくに三田市から宝塚市にかけては非常にゴルフ場が多い」という特徴が記述されていない。
- ・アユの問題、環境の問題、治水の問題等については、まだ議論すべき余地がある。

#### ⑨ 基本高水ピーク流量と水田貯留について

- ・基本高水とは何かということについて、流域各市での提言書説明会で理解されていなかったことを踏まえ、原案に対して普通の知識で読めば理解できる程度の説明が必要である。
- ・通常他河川では実測流量を基に計画規模を設定しているが、武庫川では雨量確率ベースで考えていることから、最大値で計画設定がなされていることになる。この数値を基本に整備計画レベルを 1/30 に設定していることから、さまざまな問題が生じ、議論に多くの時間を費やしてきた。このような治水安全度レベルの話にこだわるのではなく、流下能力や堤防強化の対策の話に力を入れるべきである。
- ・アンケートの結果から 3 つの条件により水田貯留が削除されたが、委員会で考えていたのは農家に負担のかからない貯留機能の確保であった。アンケートでも協力可能という回答があっ

たことから少しは容量を確保できると考えられる。一方、水田を超過洪水対策として考えるという河川管理者の説明については、水田を氾濫原として考えているのであれば非常に問題であり、説明してもらいたい。

#### ⑩ 既存ダムの治水活用について

- ・委員会は知事に「既存ダムの治水活用に関する緊急提言書」まで出したにもかかわらず、「整備計画策定時に検討する」という簡単な一行で記されている。将来の展望を指し示す基本方針には、流域での総合的な利水システムをつくり上げるという観点や、治水利用は流域の将来に向けた検討項目として入れておくべきである。
- ・庁内で進められているとされる、武庫川の総合治水に関わる各種会議と既存ダム活用協議会において、治水利用としてのダムの問題がどのように位置づけられているのか具体的に説明してもらいたい。

#### ⑪ 基本方針全般の考え方と資料各編への考え方

- ・将来的な整備計画に向けた整備の精度や達成率、費用のウェイトも加味し、委員会で議論し提言した重要な項目と優先順位を大切にすべきである。
- ・河川の名前を書き換えたらどこでも使えるような基本方針ではなく、二級河川であることを生かし、武庫川らしさを配慮した個性ある基本方針にすべきである。
- ・河川管理者側が挙げた緊急に措置すべき事業の実施項目とその予算内訳は、72%を超える額が無駄になる可能性のある武庫川峡谷環境調査に投入され、委員会が緊急提言まで行なった千苜ダムをはじめとする既存ダムの活用に係る調査についてはその1/4でしかない。武庫川ダムの環境調査にここまで投入する事業費があるなら、基本方針の根拠となる治水・利水・環境・概要編のデータに最新のものを導入するための調査費に使うべきである。
- ・これまで委員会で議論してきた武庫川らしい川づくりの骨格とは、河道で安全に洪水を流すことを第一に考え、その手だてとして河床掘削や堤防強化を行い、そして今ある河川施設等社会資本を最大限に再活用することである。また、武庫川流域の特徴は、単に多いという数に止まらないため池と上流の常襲湛水する田園である。さらに各戸貯留や施設貯留、大規模開発に付随する貯留施設等、流域対策を最大限に活かすこと。そして、武庫川の遺産である環境・歴史の保全に力を入れ、新規ダムは最後の切り札とする、これらが武庫川づくりの骨格であったことを確認しておきたい。
- ・概要編の記述は、例えば気象・気候では武庫川的地勢から成る豪雨の降りやすい特徴的地域、歴史・文化であれば川にまつわるものに重点を絞るなど、河川を視点にしたものにすべきである。
- ・砂防関係については、とくに土砂生産の多い武庫川であることを認識し、六甲の砂防の範疇にある有馬川についても触れておくべきである。
- ・治水編の表現については、「など」という言葉で処理せず、重点項目についてはきちんと挙げておくべきである。
- ・地球温暖化等による気象の異常化が顕著に現れ始めた平成16年の23号台風以後のデータを駆使して収集してもらいたい。
- ・環境編においては、ひょうご・人と自然の川づくりが基本にあることは理解できるが、健康診断図等により周知した課題からさらに一歩進めた将来の解決方針まで抽出しておくべきである。
- ・保安林についても今後有望な手段であることの議論を踏まえ記載しておくべきである。
- ・景観については、京都などのように流域各市が武庫川沿川の景観形成をする際の上位計画とすることができるよう、一貫した考えを記述しておくべきである。

#### ⑫ 基本方針全般に対する意見

- ・基本方針本文より参考資料の方に重要な事項が多く盛り込まれていることから、本文と参考資料は法的な観点から効力、拘束力という点でどのように違うのか確認したい。

- ・本文から参考資料に至る基本方針は、個人的には県民に向けて書くものであると考えてきたが、河川管理者の作成したものは国土交通省に向けて書いたものに見えるが、一体誰に向けて書かれたものであるのか、河川管理者に説明してもらいたい。
- ・どこにもある基本方針ではなく、武庫川オリジナルの基本方針を作成すべきである。
- ・行政文書特有の書き方になっていることから、主語がなく誰が主体となって実施することであるのか明確に記述すべきである。
- ・「展開する、図る、目標とする、行なう、推進する、促進する、取り組んでいく、努める、実施する、進める、配慮する」という表現によりすべての文章が締めくくられているが、どこまで達成するのかという視点からこれらの意味づけをきちんと示してもらいたい。
- ・基本方針の時間軸については、最適な政策というものは変遷していくということを踏まえ、本文に見直しをするということを明記しておくべきである。
- ・これまで委員会で議論してきた基本方針は総合的な治水対策である。しかしながら原案では、「河川の総合的な保全と利用に関する」という文言でしかなく、「総合的な治水対策に取り組む」ということは表現されていない。本文に明記すべきである。
- ・これまで委員会では洪水調節施設に関して相当な時間を費やしてきた。これこそが武庫川流域委員会の特徴でもある。したがって優先順位はきちんと明記すべきである。
- ・「基本方針は大きな前提が変わった場合に見直す」一方で「整備計画には 20～30 年という時間軸があるが、基本方針にはない」という言い方をするのであれば、短期のうちに大きな前提が変わることがあった場合、整備計画が達成されるより先に基本方針の方が変わるという可能性もあるということを本文に明記しておくべきである。

#### ⑬ 原案の示す基本方針の目標について

- ・基本方針の目標はいかなる規模の洪水においても人命、資産の壊滅的な被害を回避することであるということを明確にするために、「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」の中の「災害の発生の防止または軽減に関する事項」の部分に「河川対策には限界があるとの認識に立って」という文章を加筆し、整備計画の限界を示すべきである。
- ・河川整備基本方針とは、行政が納税者に政策目標を示す計画であると理解し、その結果として治水が大事であると河川管理者は公言してきた。このように治水が大事という前提であるにもかかわらず、計画規模を超えるものも含めた対応への目標が書かれていない。つまり計画規模の降雨に対する目標は掲げられているが、想定以上の降雨に対する目標は示されていないということである。浸水域を含めた流域住民の被害軽減にかかる計画でなければ認めることはできない。

#### ⑭ 基本方針のあり方と流域対策、条例について

- ・基本方針は、総合的にバランスのとれた計画でなければならないと考えているが、治水に特化しているように思える。
- ・流域対策は、今後流域住民を含めた流域対策の推進が望まれるところであるが、原案では公的施設が所有するもののみを挙げており、納得できない。また、これでとても担保ができるとは思えない。
- ・流域対策の中で、学校施設等への貯留は個人的には児童のことを考えると賛成しかねる。また、農地については、超過洪水対策として取り扱うことが妥当であるとされているが、基準点に対する洪水を本当に農地で洪水調整できるのか疑問である。しかし、農地を単なる氾濫原としてとらえるのではなく、超過洪水対策として具体的な施設整備とともに推進していくことは重要である。
- ・ため池の管理台帳等では市管理のものが本当にこの数存在するのか十分精査し、報告してもらいたい。
- ・条例の制定については制約や義務が発生し、罰則なども必要となる。そこで個人的には視点

を変えた「憲章」という形で流域住民が対策を行い、川づくりに参画するということが運用面からも望ましいと考える。

- ⑮ 原案の位置づけと県の姿勢、ため池、防災調整池、河川対策、流下能力再検討、川づくり・森づくりについて
- ・原案は、国土交通省向けのものであり県民向けのものではないという印象を受けた。委員会の提言した内容に対する基本的な考え方を県民向けに説明した上で、国土交通省向けの基本方針原案を作成すべきである。
  - ・治水計画は、いま現在何が確実にできるのかというのではなく、何をこれから積極的にすべきかという県の考えが盛り込まれるべきであり、県としての前向きな追加が必要である。
  - ・ため池は、1万㎡以上のものに限って算定しているが、それで不足であれば9,000㎡以上にすることも検討してみるなど、もっと率先して積極的に検討してもらいたい。
  - ・防災調整池は、そのまま放置すると確実に減少するのでそれを阻止するための方策まで記載すべきである。
  - ・河道対策は、引き堤や橋梁の架け替えについても超長期の計画には入れておくべきである。道路の場合は私権を制限して次々と整備されていくが、直接人命にかかわる河川の引き堤については私権にかかわる問題を理由に不可能であるというのは本末転倒である。また、阪神橋梁や補助スーパー堤防は私権の制限への影響は少ないので進めるべきである。
  - ・流下能力の再検討については、将来の検討課題ということになっているが、もっと前向きな姿勢で現状をどうするか検討すべきである。
  - ・川づくり、森づくりについては、ひょうご・人と自然の川づくりがあるというのではなく、武庫川でどうすべきかということについて述べるべきである。

#### 【欠席委員の意見書】

- ⑯ 原案としての考え方、基本方針の書き方、具体的な記述と姿勢、まちづくりにかかわる景観づくり・風景づくりに対する修正加筆意見等
- ⑰ 具体的な河川管理、ソフト対策、緊急時の水利用、水循環に関する文章修正と参考資料の内容を本文内に取り込む提案をはじめとする全般的な補強意見等
- ⑱ 自然環境にかかわる原案への反映に関する意見、自然環境・動植物の生活環境保全に関する記述に対する修正加筆意見等

#### <住民からの意見書>

- ① 既存ダム活用協議会等について
- ② 総合的な基本方針のあり方に関する意見

#### (2) 意見書に対する県の考え方

##### 【基本的な考え方】

##### ① 河川整備基本方針と整備計画の記述の違い

河川整備基本方針は長期的な視点に立った河川整備の理念や基本的な考え方を記述することから、抽象的な表現が多くなる。一方、整備計画は今後30年程度の具体的な河川整備の内容を記述することから双方の記述の表現は異なるものとなる。

##### ② 河川整備基本方針・整備計画の主語

河川整備基本方針・整備計画は河川法上の法定図書であることから、主語は河川管理者である。しかし、原案では河川法の及ぶ範囲外の事項も含まれることから、「関係機関と連携しつつ取り組んでいく」という記述表現にしている。

### ③ 優先順位

基本方針というものは、優先順位を明確にするという性質のものではなく、したがって記載の順序が優先順位を示すものでもない。

#### 【委員の意見書に対する一括回答】

- ① 河川整備基本方針のあり方… 武庫川らしい河川整備基本方針にすべきだという意見に対して
  - ・基本方針の策定にあたり、当該河川、流域圏の特徴・特性を十分踏まえ、県全体のバランスを考慮して基本高水、計画高水を設定。
  - ・川づくりの理念については「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念、基本方針を踏まえて策定。
- ② 武庫川の特徴
  - ・地形的特性として都市部近郊に自然豊かな峡谷が存在する。
  - ・下流部は天井川が形成されている。
  - ・社会的特性として下流部に人口 60 万人を抱える県下有数の重要河川である。
  - ・総合的に考えると非常に災害ポテンシャルが高い河川である。
  - ・上流部にも市街地を抱えている。(神戸市北区、三田市)
  - ・近年たび重なる洪水被害を受け、洪水対策の緊急性が非常に高まっている。
- ③ 基本方針原案の特徴
  - ・流域内での種の絶滅を招かないことや、生物の生息空間の総量を維持する武庫川独自の「環境保全の原則」を設定。
  - ・流域対策や減災対策について本文で言及するなど、総合的な治水対策の考え方を導入。
  - ・河道分担の限界を設定し、残りを流域対策や洪水調節施設で分担する「流量分担の原則論」を明確化。
  - ・洪水調節施設の分担量は、新規施設以外の既存施設の活用についても着目。
- ④ 河川整備基本方針と時間軸
  - ・基本方針は長期的な視点に立った河川整備の方向性を示すものであり、目標年はない。また、変更については前提となる諸条件などにより、計画規模を見直さなければならない状況が発生し、なおかつ科学的、技術的知見が新たに得られ、河川管理者が変更を必要と判断した場合に行なうことを考えている。したがって、期間設定を行なうような記述は考えていない。ただし、河川整備計画については当面の努力義務としておよそ 20～30 年間でできる具体的な整備の内容を定めることになっている。
- ⑤ 政策目標
  - ・納税者に示す政策目標は、流域圏人口がおよそ 100 万人あり、下流域に人口や資産が集積することから、できる限り早期に洪水に対する安全性を高める必要があり、効果的、効率的に治水対策を立案し、具体化に向けて取り組んでいくことである。しかし、ハード対策には相当の時間を要することから、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合の被害をできるだけ軽減する減災を目指すことを記述している。また、環境の保全にも配慮し、まちづくりとの調整、連携を図り推進していくことも記載している。これらが政策目標である。
- ⑥ 武庫川の概要
  - ・地形、地質、気象等、多様な項目について記載しているが、意味や意義が不明な記述や武庫川を柱とした表現等、十分反映できていない部分については提言をいただき、必要に応じて修正加筆することを考えている。
  - ・過去の経緯、現状、将来像に根差した記述については、経緯や現状は治水事業の沿革、砂防事業の沿革等において記載し、将来像は「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」で記載するという構成になっている。

- ・流域及び河川の概要と河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の整合性が希薄であるという指摘に対しては、流域及び河川の概要を踏まえた上で将来のあるべき姿として基本方針を記述したつもりである。しかし、さらに希薄な部分については具体的提言をいただき、必要に応じて修正したいと考えている。

#### ⑦ 治水に関して

- ・総合的な治水対策の考え方については、特徴である流域対策の項に記載しているが、総合的な治水対策の全体的なフレームや枠組みは、参考資料治水編に記載している。
- ・河川対策には限界があるという認識から、どのような規模の洪水に対しても人命、資産の壊滅的な被害を回避するという目標を明記するという意見に対しては、本文の中に「計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減する減災を目指すため、ソフト対策等必要に応じた施策を実施する」と記述している。あらゆる規模の洪水に対しては、河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善等を計画的に行なうことで対応できると考えている。
- ・基本高水の表現について、提言当初は4,651 m<sup>3</sup>/sであったが、原案では流域対策の施設等の現地調査を踏まえて4,682 m<sup>3</sup>/sに変更した。

#### ⑧ 水田貯留

- ・水田については、治水機能に限定せず、水田の持つ多面的機能という表現にし、農家へのアンケートを根拠に治水計画に位置づけることを断念した。ただし、計画には位置づけないが、超過洪水対策として水田の保全に取り組み、調査、検討を進めていくこととした。

#### ⑨ 流域対策の認識を強調

- ・流域対策が武庫川の総合的な治水対策における参画と協働の象徴的な存在であるという認識のもとに、それらの意義等を強調するため、原案本文に「流域対策の効果量80 m<sup>3</sup>/s」を明記し、さらに必要性や今後の展開についても記載している。

#### ⑩ 基本高水の流量分担の適宜見直し

- ・前提とした諸条件が大きく変化した場合、あるいは科学的、技術的知見が得られた場合に、河川管理者が変更を必要と認めた場合において基本高水等の数値を変更する。当然、流域対策も含めた基本高水の流量分担も見直すということから、あえてこれを明記していない。ただし、基本高水に位置づけるための流域対策に求められる3つの条件<sup>①</sup>公的組織の所有<sup>②</sup>確実な操作<sup>③</sup>管理責任の明確性)については、社会経済環境が変化しても変わらない。

#### ⑪ 将来にわたる公的所有施設における治水機能の担保

- ・確実性を確保するため、実行担保性のある枠組み、仕組みのもとで整備、運用、管理等の計画の実現に向け、今後関係部局と調整を図っていくことにしている。

#### ⑫ 既存ダムの活用

- ・基本方針では個別具体の施設は特定しないことになっていることから記載していない。また、活用については整備計画の中で新規洪水調節施設と同等の扱いで検討を進めることにしている。

#### ⑬ 洪水調節施設等の優先順位

- ・個別具体の施設や優先順位は実現の可能性を検証した上で、河川整備計画段階で議論されるものであり、基本方針に記載すべきではない。

#### ⑭ 重点対策

- ・堤防強化については重要課題と認識しており、既に一部で工事を進めている。本文の河川対策の中に堤防強化を進めることや耐震対策を推進することを記述している。

#### ⑮ 都市関連施策

- ・大規模施設開発に対する地下貯留事業に関しては、開発に伴う防災調整池は今後も関係機関と連携

の上、設置指導し、現存する防災調整池の機能保持に努めるという形で本文に記述している。基本方針には地下貯留という具体的な貯留形式等まで記載するものではない。

#### ⑯ 氾濫域における土地利用制限

- ・土地利用規制による減災対策は、建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域の指定が考えられるが、私権の制限を伴い既存建築物に対する法律の遡及適用が不可になる等、対象の限定や移転対象物件が非常に多くコストもかかるなどの課題があり、現時点では本文への記載は考えていない。ただし、国の動向を見ながら関係機関と十分協議し、検討はしていきたいと考えている。

#### ⑰ 総合治水条例

- ・河川管理者だけで総合治水に取り組むには限界があり、流域内の多様な主体との参画と協働が求められる。とくに流域対策については県民の理解と協力が不可欠である。基本方針に位置づけるには、確実な担保性をはじめとする 3 つの必須条件があり、実行担保性のある仕組みの中で整備、運用、管理の計画を検討し、実現に向けて関係部局と調整しながら作成していきたいと考えている。

#### ⑱ 瀬切れが発生しないよう流水の連続性を確保した正常流量

- ・正常流量の設定は、生瀬地点だけに着目しているのではなく、全川にわたる整合を考えている。したがって、設定した正常流量が確保され、かつ適正な取水が行われれば瀬切れも発生しないと考えている。

#### ⑲ 水資源の合理的かつ有効な利用の促進

- ・新たな水需要が発生した場合に限らず、人口減少や合理的な水利用による水需要の減少が生じた場合についても水資源の合理的かつ有効な利用の促進を行なうことを記述する検討をする。

#### ⑳ 緊急時の水利用

- ・兵庫県では水に関する総合的な指針として「ひょうご水ビジョン」を策定しており、既存ストックの活用、渇水事故に備える観点で広域連携の推進を位置づけ、関係機関との連携に取り組んでいく旨が記載されている。基本方針本文では、情報提供、情報伝達体制の整備という部分で記載しているが、さらなる上水供給ネットワークの構築については、具体的な提言をいただいた上で必要に応じて修正を検討する。

#### ㉑ 水循環

- ・健全な水循環については、参考資料環境編に定義を記載している。また、ひょうご水ビジョンにおいて、水の美しい循環を目指した基本目標や基本姿勢、実現への方向、指針を示し、具体的な施策について関係部局が取り組んでいくことになっていることから、河川管理者としてその役割を着実に果たしていくものとして、関連する施策の主なものを基本方針の中に記述したつもりである。

#### ㉒ 物質循環系の構築

- ・炭素循環、窒素循環について、河川管理者がどの程度関わっていけるのかを検討した上で、提言をいただければ必要に応じて修正を検討する。

#### ㉓ 自然環境

- ・ひょうごの川・自然環境調査は、ひょうご・人と自然の川づくり推進方策に基づき実施している調査であり、基本方針本文に、ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針に基づいて、治水・利水・環境にかかわる施策を総合的に展開するという旨を記載している。また、参考資料環境編には、ひょうごの川・自然環境調査の目的、特徴、調査内容、調査結果とその活用方法についても記載し、さらにこの調査を分析して作成した武庫川健康診断図も掲載している。

#### ㉔ 戦略的環境アセスメントへの取り組み

- ・基本方針では個別具体の施設を特定していないことから、戦略的環境アセスメントを本文に記述する必要はないと考えている。



## ㉕ 水 質

- ・自然の浄化作用の活用については、ひょうご水ビジョンの中で水辺の植物を保全、再生するなどにより自然浄化機能を高めるということが指針の一つとして位置づけられており、水質についてもより良好な水質とすべく流域下水道事業の高度処理に取り組んでいる。これらについては、提言をいただいた上で必要に応じて加筆修正を検討する。

## ㉖ まちづくり

- ・武庫川らしい景観の保全と創出については、まちづくりと一体となった武庫川の景観づくりについて、流域7市と県のまちづくり部が十分に連携をとりながら取り組んでいく必要があると考えている。これらについては、提言をいただいた上で必要に応じて修正を加えたい。

### (3) 原案作成にあたって提言書提出以降に生じた事項について河川管理者からの報告

#### 【基本高水ピーク流量における用語の定義変更、ピーク流量の変更】

これまで流域委員会の検討や提言書において使われてきた基本高水のピーク流量は、降った雨に対して出る流量のすべてを指してきた。これに対して原案では、学校、公園などで実施する流域対策は河川管理者が整備主体ではないことから基本高水の外に出すという考え方に変更し、「流域対策の施設でカットした後の流量を基本高水のピーク流量とする」という用語の定義に変更した。また、流出抑制対策を講じない場合の洪水ピーク流量の数値は、現地調査等により 4,651 m<sup>3</sup>/s から 6,482 m<sup>3</sup>/s に増加した。変更の内訳は、調査の結果、調整池の設置数が 176 カ所から 142 カ所に、ため池が 108 カ所から 13 カ所に減っていたということである。

#### 【アンケート調査について】

平成 19 年 3 月 5 日～12 日、流域内の圃場整備済みもしくは圃場整備予定の農家代表として農会長、土地改良区理事長等 171 名を対象にアンケートを配布し、そのうち約 7 割の 121 名から回答を得た。その結果、水田については、治水機能に限定せず、水田の持つ多面的機能という表現にした上で治水計画に位置づけることを断念した。ただし、計画には位置づけないが、超過洪水対策として水田の保全に取り組み、調査、検討を今後も進めていくこととした。

#### <アンケートの概要>

設問 1 「水田貯留の取り組みに協力できるか」…結果:条件付で協力(約 80%)、積極的に協力(6%)

設問 2 「水田貯留に協力できない理由」…結果:・畦畔の高さ不足・水田の乾燥悪化の稲刈りへの影響等

設問 3 「水田貯留に協力するための条件」…結果:・畦畔崩壊時の 100%支援・稲作の時期により協力不可等

設問 4 「広い範囲で取り組むために必要な条件」…結果:・設問 3 の条件の整備・農家の理解等

設問 5 「地区内の転作田のうち耕作していない水田で雨水を一時貯留できるか、条件・理由」…結果:市によるバラつきがあるが、半数が活用可能、半数が圃場の条件が悪い、面積が小さい等により活用不可能

設問 6 「地区内の耕作していない水田で雨水を一時貯留できるか、条件・理由」

…結果:大多数が管理不足から不可

設問 7 「水田貯留に取り組みそうな割合、管理転作田、遊休田の面積」…結果:100 a 未満が大多数

### (4) 今後の原案審議について

原案に対する各委員からの膨大な質問や意見とそれに対する河川管理者側からの一括回答はほとんどが門前払いという形になっている。今後の議論に向けては運営委員会でまずこれらをどのように整理し、審議を進めていくかについて協議し、具体的な進め方を確定、論点を分類・整理した上で次回委員会で再審議するという提案が委員長から出され、出席委員全員の一致により可決された。

## 3. 武庫川峡谷環境調査

新規ダムに係わる武庫川峡谷環境調査に対する意見書が 10 名の委員から出され、そのうち出席した 8 名の委員の意見書について説明が行なわれました。

<各委員からの意見書の概要>

① 調査にあたって考慮してもらいたい項目

- ・調査結果のまとめは、①現在の環境、②完全になくなる部分、③影響を受けるが対策を施す部分、④全く影響を受けない部分、の4つに大きく分類し、とくに影響を受ける部分については影響の程度、回復できる可能性の程度、実現の可能性の程度を明確にしてもらいたい。
- ・流域委員会等に出された項目にどの程度応えようとしているのか明確に決めてもらいたい。
- ・フォトモンタージュについては、景観の中の遠景に対するものだけではなく、ダムに付随する構造物等も含めた狭い範囲での景観を含めたものを検討してもらいたい。
- ・土砂の堆積については、シミュレーションが大きな部分を占めているが、シミュレーションを行うためにどの程度の条件が反映されているのか、結果の評価にも十分考慮してもらいたい。とくに、岩の出た河床に流入する土砂の設定条件や流れの状況は技術的に困難な点が多くあることが考えられ、シミュレーションの限界も踏まえて結果の評価をしてもらいたい。

② 委員会の考えに反して既に実施している調査に対する意見

- ・これまで委員会としては何とか渓谷を守る形でさまざまな計画を実施することを中心に議論を進めてきた。そのような中で、モンタージュを見ても峡谷の美しさが維持できるとはとても想像できないが、このようなダム案でいいのか。
- ・峡谷の植生の維持を考えるのであれば、湛水期間もできるだけ短く、さらに湛水の回数が減るような条件設定の下で検討しなければならないのではないかと考える。河川の疎通能力としては30年に一度ぐらいの湛水を許すようなダムで、タイプは渓谷美に合致し得るダム、そう考えると、黒四ダムのような薄型アーチタイプで下に大きな穴があるものでなければ峡谷にも合わなければ環境を維持することもできないと考えられる。
- ・以上のような根本的な技術開発を抜きにしてこのような調査に大金を投入すること自体「もったいない」結果になるのではないかと考える。調査を進めるのであれば、このような根本的な基本条件に関する検討を明確にした上で行うべきである。

③ 穴あきダムで武庫川峡谷の岩上植物の環境を維持するのは不可能である

- ・ダム建設の工事による影響は大きいことが考えられるので工事に係る調査も入れるべきである。
- ・貴重種の植生に対する影響調査について、「貴重な岩上植物群は、洪水から攪乱が起きてはじめて残り得る植物、つまり他の植物が生えないという条件により今残っている植物である」ということを踏まえ、一年に数回あるいは数年に何回かこのような状況をつくり出すことが技術的に可能であるのかどうか疑問である。穴あきダムでは水位はじわっと上がり、水が引く際の流速についても洪水の流速とは全く違うことが想像され、岩上植物のための洪水はまず常識的につくり出せないものと考えられる。言い換えると岩上植物への影響は非常に大きいということである。
- ・もしどうしてもダムが必要であるならば、本川に3カ所くらい堤高の低いダムを環境負荷の少ないところに配置することを提案したい。名塩川も含めて可能性があるかと認識している場所が数箇所ある。

④ 環境調査の位置づけ

- ・環境調査は委員会の提言書では次期整備計画段階での検討事項として位置づけていた。委員会が考えるこの調査の目的と県が説明した目的とは合致していないということを認識した上でこの環境調査が河川整備計画の中でどのように位置づけられるのかしっかり筋を通してもらいたい。なお、行政法の中での位置づけでは、計画の中身の説明とこの調査の目的が合致しているようには思えず、先取り調査をしているとしか理解できない。
- ・調査そのものについては本来、整備計画の原案が示された時点での議論となるが、基本的には県の責任で県が実施する調査であることから、疑問に応える調査をしてもらえるものと理解し

ている。

- ・調査の論理については、県がポイントを押さえた上で河川整備として適切な選択であるかどうかについて委員会で議論すべき議題である。
- ・類似ダムにみる湛水試験の影響として、武庫川ダムの構造と類似し、既に湛水試験を終えて運用に入っているが、試験湛水から15ヶ月経ってもこのような状態であるという島根県の2級河川、益田川の益田川ダムの写真を紹介しておく。益田川ダムは、事前事後の環境調査も実施せずにつくられた全国初の本格的河床穴あきダムであるが、武庫川峡谷もダムをつくれれば同じような状態になるということを感じさせるべきかどうか、県は検討する必要がある。

#### ⑤ 調査事項とアウトプットの表現から調査を評価

- ・調査によってダムを建設してもいいかどうかを決めることができる程度の調査でなければ二度手間の調査になるということと言及しておきたい。
- ・新規ダムをつくるに際してどのような工事をするのか、物理的な影響などについての調査が示されていない。また、かなり具体的に書かれている調査事項について、本当に必要であるのか、あるいは十分であるのかという説明が全くない。
- ・アウトプットとしての表現が「影響を極力緩和する対策案をとりまとめる」という表現になっており、できないものは仕方ないと読み取れる。このような影響評価は無意味な評価であり、ダムをつくってもいいかどうかという判断の材料にはなり得ないと考えられる。

#### ⑥ ダムをつくるのであればしっかりした魚道をつくるべき

- ・予算として1億6千万円もかけて行う調査は、戦略的環境アセスメントが十分進んでいる段階での費用であると考えられる。これだけの費用を投入するのであればもっと付け加えるべき調査をしてもらいたい。
- ・ダムに至るまでの河川の環境は、河川の掘削によって魚類や生物にとっては大変悪くなっていることが考えられる。そのような条件の先に60mもあるダムのトンネルというのは、さらに過酷な環境であることは言うまでもない。まずはしっかりした魚道をつくるべきである。

#### ⑦ 貴重種の調査期間

- ・貴重種の調査に2~3年で大丈夫であるという判断は不十分であり、もっと長期間の調査が必要であると考えられる。

#### ⑧ 調査に対する疑問

- ・基本方針原案の提示とともに新規ダムに係わる武庫川峡谷環境調査を提示するのはタイミングとして疑問がある。
- ・年次計画の事業計画と事業費のバランスを考えると、将来的に無駄になる可能性のあるダム事業にこれだけ多額の事業費を投入し、一方で委員会が推奨する最優先の課題にかける調査事業費はその1/4、さらに将来の河川全体の方針を示す基本方針原案のデータにかける調査には大した費用がかけられないという仕組みには問題がある。
- ・河川審議会の環境部会の考え方を議事録から読み取ると、武庫川峡谷に対する見解は、新規ダムに限ったものではなく武庫川峡谷としての環境調査に対するものである印象を受けた。県は、新規ダムにターゲットを絞った形で環境部会に依頼したのかどうか確認したい。
- ・自然浄化機能に対する湛水期間の影響は、下流域の生態系にも影響を及ぼすのではないかと考えられる。また、放流口の日詰まりなどを考えた際の下流域への水質についても調査するのであれば項目として必要である。

#### 4. 傍聴者の意見

2名の傍聴者から以下のご意見をいただきました。

##### ① 堤防強化を最優先する

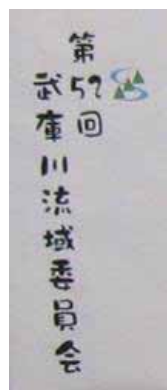
- ・平成18年8月に猪名川流域の豊中市から尼崎市にかけて時間雨量100mmを越える記録的豪雨があり、内水による床上を含む浸水被害が発生した。隣接する武庫川流域においてもこのような被害がいつ起きるかわからない今日、内水災害に加えた破堤も心配されている。このような事態になっても猪名川流域ではダムに期待する人はなく、堤防強化が緊急課題となっている。武庫川においても堤防の強化を最優先すべきである。

##### ② 原案の裏に控える武庫川ダムとその影響

- ・原案では基本高水のピーク流量を固定し、洪水調節施設による調節流量、河道への配分流量を今後検討するという構成になっており、本来の総合治水、流域治水によりピーク流量をいかに抑えるかという考えと異なることになる。また、この手法で進めると、整備計画の選択肢も大幅に狭められ、ダム以外に対策はないという仕掛けが盛り込まれていると言われても仕方がない。そこで基本高水のピーク流量そのものを変化するものとし、流域対策、基本高水、洪水調節、河道対策を相互に関連させた治水対策により目標数値も相互に移行する柔軟な治水基本方針にすべきである。そしてピーク流量は抑えていく対象として基本方針の中に位置づけるべきである。結果として基本高水のピーク流量を抑えることは、「無駄な投資をやめよう」という県民の声に応えることにつながる。
- ・県は、流域対策による流出抑制について未解明な点が多く、あらかじめ基本方針からこの部分を外しておく手法を推し通そうとしている。その一つとして、中・上流域の自然貯留現象が挙げられる。100年に1度の大雨が降った場合、どれぐらいの自然貯留が起きるのかを検討せずに流出抑制量を決定する手法は無謀なやり方であり、改めるべきである。
- ・環境対策では、絶滅危惧種を別の場所に移植して育てることが可能であればそれでよしという考え方がもしあれば、但馬のコウノトリの失敗と同じことである。失敗してから回復するのではなく、今あるものをきちんと守るということに全力を尽くすことが重要である。
- ・もしダムがつくられた場合、武庫川の最も素晴らしい渓谷美が崩され、湛水の度にビニール等のごみが水平線上に引っかかる光景が展開し、ハイキング道周辺の武庫川渓谷の価値は一変することになる。この渓谷に市民は何を感じ、期待しているのか、価値を含めて委員会で十分議論している時間がなかった経緯も含めて県の進め方を正してもらいたい。

## 第 52 回 流域委員会

～平成 19 年 8 月 21 日（火）  
宝塚市アピアホールにて開催



第 51 回流域委員会では県から提示された河川整備基本方針原案に対する膨大な量の意見書が委員側から出され、各委員から概要に関する簡単な補足説明とそれに対する県の見解が述べられました。また、河川管理者から原案と同時に提示された「新規ダムに係わる武庫川峡谷環境調査」に対する意見書も出されました。これらすべてに関わる十分な議論をするには時間不足であったことから、原案の細部におよぶ膨大な量の意見書の内容も含め、とりあえず運営委員会において分類、整理し、次回以降の委員会の進行を含めて精査することとして終了しました。今回の流域委員会は、これらを受け、短期に 2 回の運営委員会を経て開催され、河川管理者側からの回答・説明を皮切りに、分類されたいくつかの論点について協議を行いました。しかし、いずれも重要な議題であったことに加え、前回と同様に河川管理者とは平行線をたどり時間的にも最終着地点は見い出せず、最終判断は次回以降に持ち越しという形で終了しました。

### < 議事のあらすじ >

#### 1. 第 72 回・第 73 回運営委員会の報告

7 月 26 日に開催された「第 72 回運営委員会」及び 8 月 9 日に開催された「第 73 回運営委員会」の協議状況について委員長から以下の説明が行なわれました。

##### < 第 72 回運営委員会の協議状況 >

#### 1. 武庫川水系河川整備基本方針（原案）の審議の進め方について

河川整備基本方針（原案）の審議の進め方について協議を行い以下の 5 点を確認した。

- ① 武庫川水系河川整備基本方針（原案）について、「委員会と県は可能な限り合意を図るよう努力する。合意形成できなかった点は、提言として答申する」ことの再確認を行い、県は、修正案を原案の審議中に委員会に提示し協議できるよう努力する。
- ② 次回運営委員会までに、県は、第 51 回流域委員会資料と第 72 回運営委員会資料（いずれも流域委員からの原案に対する意見書の内容を項目ごとに分類したもの）をもとに、以下の記号を用いて各委員の個別の意見に対する対応方針を整理する。

<p>○：意見の方向で修正（加筆）する。 △：意見の方向で修正（加筆）を検討する。（○に近い方向） ▲：何らかの形で手を加えることを検討する。（×に近い方向） ×：修正に応じられない。考え方が異なる。 ※：意見の内容は既に原案に反映（記載済）している。 －：感想などのため、回答できない。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ③ 県は整理作業の中で、修正内容について可能な限りその案文を用意する。
- ④ 次回運営委員会では、県の対応方針を整理した資料により論点の再整理を行う。
- ⑤ 委員は、次回運営委員会に向けて各自論点を整理しておき、その議論の優先順位について考えておく。

### < 第 73 回運営委員会の協議状況 >

#### 1. 第 52 回流域委員会における審議の進め方について

第 52 回流域委員会の審議の進め方について協議を行い以下の 2 点を確認した。

##### ① 審議の内容

- ・武庫川水系河川整備基本方針（原案）における論点の審議  
論点に関して県と委員（論点に関して委員間で意見の異なる場合も含む）で議論を行なう。
- ・武庫川峡谷環境調査への意見・質問に対する回答  
県は、第 51 回流域委員会での委員の意見・質問に対して一問一答形式で回答を行なう。

##### ② 修正案の提出

- ・委員は、武庫川水系河川整備基本方針（原案）に関する修正・加筆意見について、可能な限り具体の修正案を事務局に提出する。
- ・第 52 回流域委員会での議論を踏まえて、さらに修正意見のある委員は、速やかに具体の修正案を事務局へ提出する。

#### 2. 武庫川水系河川整備基本方針（原案）に関する論点の再整理などについて

「武庫川水系河川整備基本方針（原案）等に対する意見書」、「武庫川水系河川整備基本方針（原案）に関する各委員の意見書に対する県の考え」を踏まえて協議を行い以下の 3 点を確認した。

##### ① 第 52 回流域委員会では、対応方針が▲×※となっている各意見を以下の論点毎に整理した表により、審議を行なう。

(1) 現状認識：武庫川らしさ

(2) 優先順位と重点：上下流バランス、重点対策（堤防強化等）、洪水調節施設等の優先順位、既存ダム活用

(3) 方針に掲げる目標：武庫川らしい方針、時間軸、政策目標、総合的な治水対策の考え方

(4) 流域対策の位置づけ：流域対策（水田、ため池、調整池等）

(5) 総合的な治水の整備：都市関連施策（開発抑制、土地利用）等、主として制度論について、総合治水条例等の整備について

(6) 利水：水ネットワーク等

(7) 環境：水質、水循環、魚等

(8) 基本高水：今回打ち出した数値の持つ意味等の記載、表現方法について

##### ② 対応方針が○△となっている意見に対する県の考え方について各委員は、次回運営委員会までに各自内容を確認し、必要な場合は再修正案等を提出する。

##### ③ 県は第 52 回流域委員会に向けて対応方針を○△とした意見をもとに修正した基本方針（原案）を提出するよう努力する。

#### 3. その他

基本方針原案に対する提言をまとめるにあたり、リバーミーティングを開催すべきではないかということについての議論を行った。その結果、運営委員会としては住民の意見を聴くことに越したことはないが、あくまでも現在は委員会提言に基づいた原案について審議し、委員会

の意見を取りまとめつつ県との合意を図る作業を続けている。このような中で日程的にも非常に厳しい状況にあり、意見がある人については、意見書の提出、委員会での傍聴者発言によって意見を出してもらうこととし、リバーミーティングの設定は行わないこととした。

## 2. 武庫川峡谷環境調査

前回委員会から運営委員会に向けて各委員から出された武庫川峡谷環境調査への意見に対し、河川管理者側からの回答が以下のように出され、それに対して委員と河川管理者との質疑応答が行なわれました。

### < 武庫川峡谷環境調査への意見に対する河川管理者の回答(概要) >

#### 【ダム計画について】

- ① 益田川ダムの検証は、評価発表がなく、他の同形式の計画ダムはあるが建設しているものはない。
- ② 益田川ダムの試験湛水による木本類枯死については武庫川とは異なるが唯一の参考としたい。
- ③ 峡谷には薄型アーチダムが適すという意見は、下流からの地震力に対応不可となり却下した。
- ④ 植生への影響を考え、下流流下能力から可能な限り放流量を大きくして試験湛水頻度を押さえた。
- ⑤ 施行分野での開発や導入は進展しており、その段階になった際に新技術を検討に取り入れる。

#### 【ダム工事の内容と影響】

- ⑥ ダム工事による影響は、まだ必要設備や施工法などの検討をしていないため考えていない。
- ⑦ ダム工事に係る影響調査は工法の工夫により影響の回避等ができ今回の調査の対象にならない。

#### 【調査の位置づけ・目的】

- ⑧ 整備計画の治水対策の一つとして新規ダムの環境課題を明確にし、委員会や県民に示すものである。
- ⑨ あくまで計画検討段階での調査であり S E A 手続きの前倒し作業ではない。
- ⑩ 環境審査会答申についてはその流れのものではなく、用地買収の事実も全くない。
- ⑪ S E A は現時点で実施する段階ではなく、趣旨は同様だが、事業に先立つ環境的側面の評価である。
- ⑫ 資料説明・提示の時期はたまたま原案発表と一致しただけで運営委員会で決定済みである。

#### 【調査項目】

- ⑬ 計画検討段階の調査として河川管理者側で必要項目を抽出して実施している。
- ⑭ 抽出には提言書と委員の意見を確認し、漏れのないよう抽出しており、指摘により追加を検討する。

#### 【調査計画とその影響の評価】

- ⑮ 長期を要する評価もあるが、武庫川の治水対策は急ぐ必要があり、整備計画原案段階で判断したい。
- ⑯ 新規ダムの可否に係わる重要事項を中心に調査計画を優先し、時間を要するものは計画段階で検討する。
- ⑰ 影響の程度は、環境影響の有無を明確にし、緩和できるものは専門家の意見を聞きながら評価する。
- ⑱ 採否を審議する情報は、結果とともに調査の推進体制や進め方についても説明する。

#### 【調査費】

- ⑲ 調査は環境調査 1 億 6 千万円に限っておらず既存ダム等の必要調査は他部署で行っている。
- ⑳ 調査実績はひょうご環境創造協会と 18 年度 3,145 万円、19 年度 4 月 941 万円 6 月 4,725 万円である。
- ㉑ 堤防強化は、必要なものは既に進めており、一部区間では工事にも着手している。
- ㉒ 住民からの調査課題提案ではなく、県で調査検討段階として必要な項目を対象に効率的な執行を考えている。

#### 【峡谷の植生】

- ㉓ 河川審議会の環境部会は峡谷の植生遷移でいずれサツキ等も失われるので試験湛水を契機に環境再生を提案。
- ㉔ 人為的に明るい森林にすることも必要という専門家の意見により保全対策の一環として検討している。
- ㉕ 武庫川沿いの山林は低林管理されてきたことが戦前の航空写真からもうかがえ、事実である。

#### 【各調査項目について】

- ②⑥ 植物のもとの位置への再移植試験と洪水による土砂堆積の影響調査は検討している。
- ②⑦ 植物群落の最終的な安定の検討は長期的安定性の確認に時間を要し、今回は一定の判断を下したい。
- ②⑧ 岩上植物の攪乱は、洪水時の攪乱も含めて検討する予定にしている。
- ②⑨ 魚類の遡上や鳥獣、昆虫類等陸上動物の上下流移動は、専門家の意見を聞きながら検討する予定である。

#### 【湛水に係る事項】

- ③⑩ 湛水期間短縮の影響は水位低下速度を上げた場合の崖錐堆積層の残留水圧の変化を検討し斜面安定性を検討。
- ③⑪ 土砂移動は複雑な作業であるが、調査事例や専門家の意見から可能な調査方法を検討する。
- ③⑫ ダム地点の岩盤や巨石河床を考慮した条件を組み入れたシミュレーションを専門家の意見から検討する。
- ③⑬ 表土流失は試験湛水時とダム運用後の洪水による湛水時についても想定し、検討する。
- ③⑭ 河道では、上流での土砂堆積が下流の河床変動に及ぼす影響について検討する。

#### 【景 観】

- ③⑮ フォトモンタージュには植生の変化や土砂堆積、浸食のアセスメント結果を反映して作成する。
- ③⑯ 遠景だけでなくダム建設による巨石の除去による河道景観についても検討する。

#### 【レクリエーション利用への影響】

- ③⑰ 堤体付近はルート変更になるが、上流溪谷のルート変更はないためレクリエーションの影響の評価は困難である。

#### < 委員との協議の概要 >

##### ① 益田川ダムについて

唯一の穴あきダムの事例である益田川ダムの視察や情報収集を行なったのかという質問に対し、現地を見に行った職員もあるが、当該調査計画の参考にはしていないことを確認した。

##### ② 武庫川峡谷の環境問題と自然遷移

武庫川峡谷で環境の問題が取り上げられているのは、ダムにより人為的に環境を破壊するという行為に対することから出発している。この問題を環境部会から出された自然遷移の話にすり替えるのは本末転倒である。

##### ③ 植生と連続性

植生に関することが多く取り上げられているが、重要なのはそれらの川に対する連続性の問題である。

##### ④ S E A と今後の扱い

S E A ではないと言いながら当該調査はまさに計画段階での環境評価であり、S E A そのものである。それでも S E A でないのであれば、この調査の位置づけをきちんと説明し、2年後に出てくる整備計画に対して河川管理者から S E A に相当する手続きを行ってきたと言うことのないよう、委員会としては確認をとっておく必要があるという意見が出された。この意見に対して県は、兵庫県の S E A は、環境省が作成した S E A のガイドラインを踏まえて現在検討中であり、その制度ができたときに武庫川ダムが S E A に該当する事業であれば制度に沿って実施する。今現在の調査は S E A に沿った手続きの一環ではないということに相違ないという回答を促した。それに対し、委員側からは、委員会が推奨し、現行管理者からも情報提供次第で協力したいとの意向を示している既存ダムについても同等の環境調査が望まれるはずが、事業費には4倍の差が出ている所以に対する疑問が出された。

また、今回の武庫川峡谷環境調査は、県の環境基本条例や環境影響評価の条例と照らした場合に不具合はないのか確認すべきであり、また、参画と協働といいながら、なぜ委員会の環境ワーキンググループと協働で調査をしないのかという疑問が出された。これらの意見は、委員会の提言では「2年後に出される整備計画にダムは入れず、武庫川溪谷環境調査はその次の整備計



画に向けて出されるものである」と位置づけていたにもかかわらず、県は2年後の整備計画原案提示までに調査し、整備計画にダムを位置づける判断の材料にするという、委員会と県との大きな食い違いに起因するものであるとして、今後は運営委員会で取り扱い、委員会に報告することで終了した。

### 3. 武庫川水系河川整備基本方針(原案)の審議

第51回流域委員会が出され、説明された膨大な意見書や後に提出された修正案を運営委員会で分類し、それに基づいて河川管理者が整理し、さらに個別に検討した結果が説明されました。河川管理者から提示された修文等については、第73回運営委員会で設定した8つの論点のうち6つの論点について審議が行われました。(P.27～P.28 参照)

#### < 河川管理者から検討概要の説明 >

- 流域及び河川の概要…個別具体の施設名等はどうしても反映できない。
- 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針…記述内容が充実するものは修文。
  - ・基本方針のあり方に関する内容、時間軸、対策に関する優先順位については県と考え方が違うことから×(修正に応じられない)もしくは▲(何らかの形で検討)とする。
  - ・修正の必要はないと考えられる※(記載済み)という扱いの意見が約1/4を占めた。
  - ・県としては本文に記述しているつもりであるが、もっと踏み込んで記述すべきであるという意見が多数あった。
- 河川の整備の基本となるべき事項
  - ・立ち戻り、見直しの理論や基本方針の構成に関する意見が多く、県としては対応が困難であり×が多数である。
- 基本方針 本文(原案)…委員からの感想が多く結果として一や×が多くなっている。
- 参考資料 治水編…同じ意見内容のものが多く結果として×や※が多くなっている。  
利水編…データ更新等の内容充実にかかわる意見が多く修文で対応。  
環境編…水環境については指摘のように修文。
- アンケート
  - ・アンケートの取り組みにあたる条件整備の説明不足や大半の農家が条件さえ合えば協力すると答えているにもかかわらず農家の姿勢や熱意を無視しているなどの意見があった。

#### 【審議の概要】

論点1. 現状認識：武庫川らしさ

##### ① 天井川である現状を認識し安全な川を目指す

武庫川の下流域の特徴である天井川は長期的に不安定であり改修すべき方向で基本方針を書くべきであると考えていたが、県は天井川が安定しており天井川化した状態を含めた現在の河道を維持すべきという考え方を出しているが、基本方針にはそぐわないという意見が出された。これに対して県は、天井川としている区間を「よし」としているわけではなく、改修する方向では絵に描いた餅になりかねないことから、六甲山系の砂防事業の状況を踏まえてデータはないが土砂の流出は減少しているものにとらえて記述したということである。双方、天井川は解消を目指すべきであるという基本は対立していないことから、委員より「下流域まで安全に流せる武庫川らしい安全な川を目指す」という表現が提案された。

##### ② 水質に関する現状認識

「武庫川は良好な水質を維持している」という河川管理者の現状認識はBODをクリアして

いるということに過ぎず、住民が求める水とのふれあいや漁業の面からいう良好な水質とはいえないという指摘が2名の委員からあった。これに対して河川管理者からは、水質の指標についてはどのように設けてクリアすればいいのか専門の委員からアドバイスをいただきたい、という回答が出された。さらに、自浄作用を含めた自然浄化作用について反映されていないことも2名の委員から指摘された。

### ③ 流域及び河川の概要で基本方針として述べるべき現状認識

河川整備基本方針という将来像を考えた場合、流域の展望のような視点を踏まえた基本方針を作成することはできないのかという疑問がある。武庫川らしい方針と現状認識というところから、総合的な治水を進めていくための流域の人口動態、開発や土地利用、各市のマスタープランなど、時間軸との関係で超長期を見通すことを望みたい。これらに該当する部分は一度削除されたが、適切な表現に改める努力をして記載し直すことが求められた。

### ④ 現状認識のズレ

三田市は人口増加率が日本一を記録していたという記述がそこで終わっているが、現在の三田市の人口は高齢化の影響を受けて既に減少していることが書かれておらず、現状との認識がズレている。また、例えばゴルフ場については開発が進んでいるという記述だけで21.5 km<sup>2</sup> 20ヵ所以上もあるという特徴が表現されていない。これらは現状認識がずれていることから表現の訂正が要請された。

### ⑤ 事実が認識できる記述

平成16年の23号台風の記述は、洪水調節施設効果等により、三田市では大きな被害は発生しなかったということで終わっており、下流のリバーサイド住宅では浸水被害があったことは言及されていない。23号台風は青野ダムのお蔭で何もなかったと述べているかのような表現であることが指摘された。これに対して河川管理者は、この記述は治水事業の沿革の部分であり、リバーサイドの件は災害の歴史に記載しているということである。しかし災害の歴史は資料編であり、本編の治水事業ではジェーン台風については被害に触れている、リバーサイドの水害はまち全部がなくなったにもかかわらず都市的な観点から見ることでもできず、河川政策に対する戦略的思考が全く見られない。逆に、ダムをつくるための戦略的記述だと言われても仕方がないということが指摘された。

論点2. 優先順位と重点：上下流バランス、重点対策（堤防強化等）、洪水調節施設等の優先順位、既存ダム活用

### ① 上下流バランス

河川管理者は、河川整備基本方針には整備の優先順位を書かないと断言しているにもかかわらず、「上下流バランスは整備の順序、段階施工に関する記述であることから整備の順序を書く」というのは矛盾していることに対して説明を求めた。これに対してここで言う整備の順序は上流、下流についての順番のことであり、時間の順番を指すのではない、さらに過去の河川改修は合理式で計画されたものが、時代が変わり手法が変わった結果、治水安全度が逆転したという説明をした。委員からは、結果的に下流の氾濫域、60万人口に対して水害のリスクを高める河川改修をしたことになり、結果論を説明されても納税者としては選択し難いということが指摘された。

### ② 河川施設と洪水調節施設の優先順位

原案の記述はどこにでもある基本方針の順位で河川施設や洪水調節施設が列挙されている。しかし、武庫川流域委員会では対策の優先順位にかなりの時間を投入してきた経緯があり、洪水調節施設は最終、さらにその中の新規ダムは最終手段としてきたはずであり、これが委員会

の特徴でもある。これを反映してこそ武庫川らしい原案であり、文章や施設名の並べ替えをするだけで全体的に内容が変わるわけではないことから、並べ替えの要請をした。これに対して河川管理者は、施設名の列挙は検討の順番ではなく、同時並行で作業するということであり、優先順位は整備計画で議論するものであることから書き換えはできないという回答を出した。委員からの、同列で扱うのであれば書き換えても支障はないのではないかという指摘に対しても応じることはなかった。

さらに議論は展開し、優先順位は整備計画で議論するということに対して整備計画原案が上がってきた時には既に優先順位は河川管理者の判断によって付けられているということを河川管理者に確認した。それなら委員会はどこで優先順位について議論をするのか、運営に疑問を感じるとの意見も出され、提言書でも挙げているように、なおさら基本方針で優先順位を出しておくことが重要であるということに戻った。国土交通省直轄の河川整備基本方針を幾つか経験した委員からも、メニューの書き方によっては先に書かれているものの優先順位が上位であると感じ取られることも否めず、県が委員会と協調できない形が表れた県の姿勢そのものの表現であるという指摘があった。また、筆頭にダムが記述され、さらに1億6千万円もかけて新規ダムにかかる武庫川峡谷環境調査に既に着手しているというのは、優先順位を既につけていることになり、30年の整備計画ではダムを位置づけないという提言書の内容を否定することになるという声もあった。以上のように問題点が明らかになり、河川管理者から具体の修文を出すということで議論は打ち切られた。

論点 3. 方針に掲げる目標：武庫川らしい方針、時間軸、政策目標、総合的な治水対策の考え方

#### ① 超過洪水から政策目標

「人口及び資産により評価し定めた計画規模の洪水や高潮から人命、資産を守ることを目標とする」という記述は、ハードとソフトのトータルで目指す目標ということが書かれておらず、方針であって目標ではない。また、ハードな河川整備には限界があるが、ソフトな減災対策で生じさせる効果には限界はない。この原案ではハード整備の目標は示されているが、減災対策で何を目標とするのかが示されていない。したがって、「河川整備には限界がある」ということを方針の中に入れるべきである。また、政策目標としてこの方針で納税者である住民に何を約束しようとするのか、きちんと書くべきであるという意見が出された。

#### ② 引き堤、橋の架け替え、流域対策の数値について

超長期の方針では引き堤や橋梁の架け替えを否定せずに選択肢を広げておくべきであるという意見が出された。

論点 4. 流域対策の位置づけ：流域対策（水田、ため池、調整池等）

#### ① 流域対策

流域対策については洪水調節施設による調節量を減らせるように  $80 \text{ m}^3/\text{s}$  以上、河道についても  $3,700 \text{ m}^3/\text{s}$  以上 という幅を持たせることが提案された。これに対して河川管理者は、河道については橋の架け直し等が生じることからメニュー間のやり取りは問題が多いという回答を出した。委員からは流域対策については担保性等の条件から最低限の数値が掲げられており、増やせる余地を残すことが求められた。それに対して県は、最低限の数値も精一杯頑張っており、担保性の問題から断念するのでもなく、水田貯留ではモデルの検討も手がけており、計画に位置づけることが可能な数値として出しているという説明があり、委員からはそれなら除外するという表現で終わらず、それらを記述すべきであるという意見が出された。

#### ② 水田とアンケート調査

流域対策から水田を除外した根拠はアンケート調査の結果によるということに対し、アンケー

トそのものの内容や設定条件、説明などに疑問が感じられ、さらに、水田というものに対する根本的な考え方にも河川管理者とは相違があるという意見が出された。また、アンケート調査対象者に対する条件設定として、水田の貯留方法の説明をしたのか、堰板操作が必要であるのか、オリフイス方式の場合は最大何時間水が滞留するのか、これらの設定がなければ農家も協力できないのではないか、という疑問点が指摘され、再度アンケートを行うことが提案された。

これに対して河川管理者は、アンケート調査を行った結果、営農上の理由から出水期間中を通じて水田に雨水は貯留できないと判断し、さらに水田は農家が持つ土地であることから将来的にも営農を存続しているかどうかは不明であり、農地転用の可能性もあることから、超過洪水対策として検討していくこととした。したがって、再度アンケート調査の必要はないという答えが返された。これに対して委員は、農会長レベルへのアンケート調査のみの結果から「除外」とし、さらに雨が降るのは大半が民地である中、公的所有外は対象としないということで総合的な治水対策が実現できるのかという疑問が投げかけられた。

また、修文に関しては水田の部分に治水対策も取り入れるという修文案を出したが、水田には生態系の保全、水源涵養、水質保全、治水対策という機能があり、多面的機能という言葉で一括して表現されているということで避けられたが、住民には多面的機能に4つの機能が含まれていることは理解し難いことから、きちんと明記すべきであるという意見が述べられた。

論点 5. 総合的な治水の整備：都市関連施策（開発抑制、土地利用）等、主として制度論について、  
総合治水条例等の整備について

#### ① 時間軸と担保力

基本方針は長いスパンであるといいながら、河川管理者の言う担保という言葉は近未来を示すべき整備計画レベルの話であるように思われ、矛盾している。そのような中で流域委員会で取り組んできたこととして、流域対策や土地利用規制、開発抑制、さらに郊外進出型の大規模施設やその駐車場等は、まさに基本方針という長いスパンの中で数値算出の前提として挑むべきであるという意見が出された。

論点 6. 利水：水ネットワーク等

#### ① 水ネットワーク

水ネットワークを確立することに対する修文意見が退けられ、「水融通の円滑化を図れるよう連携していく」という表現になっていたが、水融通とはタンクローリー車等で水を運ぶ程度のイメージである。それより重要なことは、委員会で議論してきたように、既存ダム治水活用として水利用ネットワークを構築すれば結果的に各利水ダムの水利用の計画量が減り、治水に転用できるということである。緊急時の水利用での水融通の円滑化という言葉に特化することなく、水利用ネットワークシステムの整備、推進ということ意識してもらいたいという意見が出された。

論点 7. 環境：水質、水循環、魚等

水質の現状認識の部分を論点 1. で審議。

論点 8. 基本高水：今回打ち出した数値の持つ意味等の記載、表現方法について

#### ① 基本高水のピーク流量の責任と参考資料

基本高水のピーク流量は膨大な時間をかけて検討した結果、かなり幅のある中の最大値がとられた。この大きな数値をもとに出された  $910 \text{ m}^3/\text{s}$  は河川整備計画でダム施設に頼るしかない大きな数値である。今後流量のデータが蓄積されたときに再度換算すると  $4,600 \text{ m}^3/\text{s}$  は  $1/200$  以上の規模に相当することが考えられ、そうなった時に新規ダムが建設されたことへの後悔につながることになることが危惧される。したがって、基本高水のピーク流量については

これまでの説明だけでは不十分である。また、国土交通省の河川整備基本方針では基本方針と基本高水に関する付属資料もセットになっていることから、今回においても参考資料とすべきではなく、関係資料とすることが適切である。

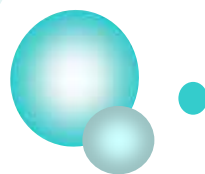
#### 4. 傍聴者の意見

会場における時間の都合により、1名の傍聴者から意見をいただきました。

##### ① 武庫川水系河川整備基本方針原案への疑問点

- ・基本高水のピーク流量一覧表の数値と基本方針の本文に書かれている文書の関係が全く理解できない。本文では「河川の流出抑制を促進する」「流域内の保水・貯留機能の確保や対策を促進する」という文面を掲げており、これを実行すればピーク流量の数値が下がることは明白である。しかし一方で、ピーク流量の一覧表は一切触らないと述べている。そうなると、本文で述べている項目は理念ではなくなると思われ、さらに流域委員会の提言を全く無視した対応になると思われる。この点について説明してもらいたい。
- ・武庫川渓谷以北の武庫川本川や伊丹、宝塚を流れる天王寺川、天神川、神戸市北区を流れる有馬川、有野川下流はその形状から、1/100の雨が降ると当然あふれることが考えられる。また、堤防両側の水路や都市下水、雨水幹線、小河川についても1/100対応はできていないことからそれらもすべてあふれることになる。つまり、県が考えているように甲武橋まで流れてくる想定はあり得ないと考えられる。現実問題として1/100の雨で想定される大変なまちの滞留状態について、基本方針で何も解明していないのは無責任である。
- ・基本方針の最後に書かれている「洪水の被害は全流域で分散させる」という考え方からすると、堤防は決壊させないという考え方が最優先になり、新規ダムについては洪水の被害を分散させるという考え方とは全く相容れない形での治水対策ということになる。基本方針の理念からすると、新規ダムは当然排除されるべき考え方である。
- ・上下流の治水安全度を逆転しないように十分配慮するということが書かれているが、これは県が河道とダムという考え方のみで治水対策を考えようとしていることから、上下流バランス論に固執するという問題を起こしていると考えられる。県の主張する「可能な限り河道で対応する」ということを原則とするのではなく、「可能な限り流域で対応する」ということを基本方針の原則にすべきである。

### 3. 「武庫川づくり」への活動



このページでは、これまで武庫川流域委員会の委員が関わる武庫川づくりに向けたさまざまな活動の状況をレポートしてきましたが、このたびP. 10～P. 12に掲載した内容の状況となり、連載を休止することになりました。しかし、7割近い有志委員が、住民の参画と協働のもとに目指す総合治水の実現に向けた武庫川づくりを始動させるきっかけとして発足させ、流域住民とともに活動を進めている「武庫川づくりと流域連携を進める会」の活動状況に関する記事につきましては、ニュースレターへの復帰を目指して現在河川管理者と協議を行なっております。

## 4. 武庫川流域委員名簿

～2004年  
3月発足

五十音順

氏名	専門・在住地	所属等
浅見 佳世	環境(植物)	(株)里と水辺研究所 取締役, 兵庫県立大学 客員准教授
池淵 周一	河川(水文学)	京都大学 名誉教授
奥西 一夫	地形土壌災害	京都大学 名誉教授、国土問題研究会 理事長
川谷 健	河川(水工学)	神戸大学 名誉教授
長峯 純一	財政学	関西学院大学 教授
畑 武志	農業利水・水域環境	神戸大学 名誉教授、学校法人賢明女子学院法人顧問
法西 浩	環境(生物)	日本鱗翅学会 会員
松本 誠	まちづくり	市民まちづくり研究所所長, 元神戸新聞社調査研究資料室室長
村岡 浩爾	環境工学・水環境学	大阪大学 名誉教授、(財)日本地下水理化学研究所理事長
茂木立 仁	法律	兵庫県弁護士会
池添 康雄	伊丹市	元伊丹市農会長会会長
伊藤 益義	宝塚市	エコグループ・武庫川 代表
岡 昭夫	西宮市	元リバーサイド自治会役員
岡田 隆	伊丹市	武庫川の治水を考える連絡協議会 事務局長
加藤 哲夫	篠山市	篠山市森林組合 組合長
草薙 芳弘	尼崎市	あまがさき市民まちづくり研究会幹事
酒井 秀幸	篠山市	農業、武庫川の治水を考える連絡協議会 代表
佐々木礼子	宝塚市	都市計画コンサルタント 代表、日本都市計画学会・土木学会 会員
谷田百合子	西宮市	武庫川円卓会議 代表
田村 博美	宝塚市	大阪市立大学非常勤講師(環境都市計画)
土谷 厚子	三田市	グリーンピース・ジャパン 会員
中川 芳江	宝塚市	(株)ネイチャースケープ 役員
松本 俊治	西宮市	三市武庫川水利擁護期成同盟会 会長
山仲 晃実	西宮市	兵庫県砂防ボランティア協会 会長

## 5. 開催された委員会

- 第50回流域委員会 日時：7月6日(金) 場所：伊丹・いたみホール
  - 第51回流域委員会 日時：7月24日(火) 場所：尼崎・リサーチインキュベーションセンター  
(エーリックビル)
  - 第52回流域委員会 日時：8月21日(火) 場所：宝塚・アピアホール
  - 第53回流域委員会 日時：9月13日(木) 場所：三田・三田市商工会館
  - 第54回流域委員会 日時：10月9日(火) 場所：尼崎市中小企業センター
- シンポジウム 日時：6月17日(日) 場所：宝塚・アピアホール

委員会ニュースは、委員会のあらすじを記したもので、発言の詳細は、議事録に記載されています。  
委員会ニュースは、流域委員会委員より選ばれた編集委員により、作成されています。

### 配布資料・議事骨子・議事録の 閲覧ができます。

開催された武庫川流域委員会の、配布資料・議事骨子・議事録については、下記の方法で閲覧できます。  
詳しくは、事務局までお問い合わせください。

#### 関係行政機関での閲覧

県関係機関：県庁(武庫川企画調整課)、神戸県民局(神戸土木、有野事業所)、  
阪神南県民局(西宮土木、尼崎港管理事務所)、  
阪神北県民局(宝塚土木、三田土木、伊丹土木)、  
丹波県民局(柏原土木、篠山土木)

市 役 所：神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市

#### ホームページでの閲覧

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/hn04/hn04\\_1\\_000000070.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/hn04/hn04_1_000000070.html)

## お問合せ

【編集発行】武庫川流域委員会

【連絡先】武庫川流域委員会事務局

兵庫県県土整備部武庫川企画調整課  
担当：杉浦、長田、長尾、前田、吉栖  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
TEL  
FAX  
E-mail:muko\_chosei@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県阪神北県民局河川対策室計画課  
担当：松井、伊藤、平塚  
〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15  
TEL 0797-83-3180(直通)  
FAX 0797-86-4329  
E-mail:takarazukadoboku@pref.hyogo.lg.jp

事務局では郵送・FAX・電子メールでのご意見をお待ちしております